

令和2年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	項目	提案内容の概要	所管局	共通区	対応 ※一部対応含む
鶴見	急増する在在外国人の対応	1 行政・生活情報の的確な発信のための取組 2 様々な現場におけるICT環境の整備 3 国際交流ラウンジの機能強化と未整備区への段階的な設置	国際局	全区	○
鶴見	東部地域療育センターの外來診療枠の拡充及び地域支援部門の充実	東部療育センターの外來診療枠の増。保育園・幼稚園の巡回相談の増	こども青少年局	1区 神奈川区	—
神奈川	地域防災拠点備蓄庫の老朽化等への対応	1 標準的仕様の見直し 2 備蓄庫の増築・改修等のリスト化 3 局区での協力体制	総務局	全区	○
神奈川	最低賃金の上昇に伴う学校コミュニティハウス委託料の見直し及び最低賃金上昇時の人件費予算の増額制度新設	1 最低賃金上昇分についての予算措置 2 指定管理施設の賃金水準スライド制度のような、学校コミュニティハウスに対して最低賃金の上昇を反映できる制度の新設	教育委員会事務局	全区	—
神奈川	緊急避難対応ペット預かり制度の創設	1 動物愛護センターにおける一時預かり 2 市獣医師会と一時預かりの契約	健康福祉局	3区 南区、旭区、金沢区	—
西	大規模家屋に対する固定資産税評価の制度見直し	令和3年度以降、延床面積1万㎡以上の大規模家屋に係る評価事務の財政局での一元的実施	財政局	2区 神奈川区、中区	—
西	地区センター及びスポーツセンターの体育室の床改修計画の策定及び必要な予算措置	体育館床板剥離による負傷事故防止に向けた床板改修計画の策定及び改修の実施	市民局	全区	○
西	学校施設活用型コミュニティハウスの空調機更新	学校施設活用型コミュニティハウスに設置されている空調機の更新計画策定及び設備更新	教育委員会事務局	7区 中区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区	—
西	産後母子ケア事業の制度見直し	1 アセスメントシート等による利用基準の明確化 2 事前相談の徹底及び利用決定方法の周知(案内チラシ・ウェブページの改善、施設向け指導の実施) 3 要件の緩和と利用者負担の引き上げ	こども青少年局	5区 旭区、磯子区(①のみ)、港北区、戸塚区(②のみ)、泉区(②のみ)	○
中	夜間・休庁時における健康危機管理対応の改善	夜間・休庁時の対応について、専門的知識を有する業者への委託等により市内全域で一元的に対応できるコールセンターの整備	健康福祉局	14区 鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	○
南	土砂災害警戒区域内の地域防災拠点における措置	地域防災拠点内の建物の一部が「指定緊急避難場所」として使用できるよう、ハード面や運用面での対策	総務局 教育委員会事務局	8区 神奈川区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、青葉区、栄区	○
南	区こども家庭支援課の専門職(社会福祉職・保健師)の専門性が発揮できる支援体制の構築	1 専門職務の見直し(改善)検討会議の設置 2 健康福祉局(こ青局兼務)への担当係長のモデル配置 3 専門職(主に社会福祉職)業務以外の一般業務を事務職に移管	こども青少年局 健康福祉局	全区 磯子区(③のみ)、泉区(②、③のみ)	○
南	環境創造局の環境施策により施設に設置された設備等の維持管理	1 環境施策により設置された設備等維持管理費の確保 2 次世代車導入経費の確保	環境創造局	16区 鶴見区、神奈川区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	—
南	民生委員・児童委員及び主任児童委員関係事務に係る福祉保健システムの改修	福祉保健システムの改修	健康福祉局	1区 西区	○
南	放課後キッズクラブにおける外国籍等児童対応	外国籍等児童の増加に伴う、放課後キッズクラブ運営法人あて人件費・管理運営費等基本補助の増額	こども青少年局	2区 西区、瀬谷区	—
南	地震火災対策重点路線の早期整備	1 汐見台平戸線 事業費の確保と整備の推進 2 六角橋線 未着手区間の早期事業化(認可取得等) 3 泥亀釜利谷線 現道のない区間530mの早期整備 4 事業所管部署の体制強化	道路局	2区 神奈川区、金沢区	○
港南	市内全地域防災拠点における運営訓練参加者に対する傷害保険の一括加入	地域防災拠点の運営訓練参加者に対する傷害保険について、市内全拠点分の一括加入	総務局	8区 鶴見区、神奈川区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区	—
保土ヶ谷	休日急患診療所建替え時の仮設診療所賃借料の助成	休日急患診療所建替え時の仮設診療所賃借料の助成	医療局	1区 南区	—
保土ヶ谷	食中毒調査及び食品衛生指導ツールの多言語化	調査用紙、説明用紙、啓発資料等の翻訳(日本語→英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、簡易翻訳機の導入(1区2台)	健康福祉局	12区 鶴見区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	○
保土ヶ谷	生活保護受給者に対する家計改善支援事業の対象者の拡大	被保護者家計改善支援事業の対象者を拡大して実施	健康福祉局	4区 神奈川区、中区、旭区、戸塚区	○

令和2年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	項目	提案内容の概要	所管局	共通区	対応 ※一部対応含む
旭	戦没者特別弔慰金の円滑な請求受付	1 請求受付が円滑かつ効率的に行うために必要な人的措置や方法を含めた執行体制作り 2 市民からの相談や請求方法等の問合せに対して、適切に対応できる体制作り（専用コールセンター設置等） 3 請求受付に伴う書類管理に必要な事務用品や備品等に関する予算配当 4 請求時に必要な戸籍情報（戸籍の証明書）に関して、戸籍課との連携と協力体制確立に向けての市民局窓口サービス課との調整 5 請求受付を適切かつ迅速に行うことに特化した手順書の整備	健康福祉局	13区 鶴見区、中区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	○
旭	窓口の待ち時間の短縮	1 横浜市区役所嘱託員就業要綱表の改正 2 現行単価に窓口業務分を上乗せ	健康福祉局	10区 鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、磯子区、金沢区、緑区、都筑区、泉区	—
磯子	津波警報伝達システムの充実	1 津波浸水予想区域内の地域防災拠点への屋外スピーカーの設置 2 商店街スピーカー等へのデジタル移動無線の接続	総務局	3区 鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区	—
金沢	横浜市南部方面における動物救援センターの整備	大規模災害発生時に、横浜市災害時動物救援本部の判断により設置される動物救援センターの南部方面における候補地の整備	健康福祉局	8区 西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区	○
金沢	震災時における負傷者等の搬送手段の確保	災害時における重傷者等の医療機関への搬送手段の確保についての検討	総務局 医療局	5区 西区、港南区、旭区、戸塚区、栄区	○
港北	地域子育て支援拠点での「ひととき預かり」	子育てサポートシステム提供会員を常駐させて、地域子育て拠点内で即時性の高い一時預かり事業を実施	子ども青少年局	1区 都筑区	○
港北	公立保育所の環境整備の推進（ハード面）	1 公立保育所の果たしている役割の再認識及び再整備（中長期的目標） 2 緊急対応が必要な改修と効率的な空間の確保（短期的目標）	子ども青少年局	5区 西区、旭区、港南区、青葉区、泉区（一部）	○
港北	公立保育所の環境整備の推進②（ソフト面）	1 アルバイト事務職員の雇用に係る規定の見直し 2 各園で実施している清掃作業等の外部委託	子ども青少年局	6区 中区、港南区、磯子区、緑区、青葉区、都筑区	○
港北	産前産後ヘルパー派遣事業の申請手続きの簡略化	産前産後ヘルパー事業の申請手続きの簡略化（補助券交付方式による申請手続きの変更）	子ども青少年局	6区 西区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、戸塚区（一部）	—
港北	幼児教育・保育の無償化に伴う現況確認事務の局集中処理センター化	1 横浜保育室を含む認可外保育施設の現況確認事務について、集中処理センターへ統合 2 集中処理センターの機能拡張、もしくは開設期間の延長による認可外保育施設の現況確認事務の効率化	子ども青少年局	13区 鶴見区、西区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区	○
緑	SDGsの視点に立った持続可能な農業に資するまちづくり検討	SDGsの視点に立った郊外部での持続可能な農業を実現するため、農用地区域の『周辺』の計画的な土地利用誘導とそのまちづくり手法について、農業施策と連携・連動した庁内検討を実施	温暖化対策 統括本部	2区 港北区、栄区	—
緑	区と健康福祉局とのWEB会議の実施	医師不在区に健康福祉局健康安全課医師と緊急対応時に一緒にカンファレンスができる、インターネット回線を使用した会議環境の確保	健康福祉局	7区 神奈川区、南区、金沢区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区	—
緑	健康危機管理応援体制の構築	1 健康危機管理緊急対応庁内応援規程の作成 2 大規模感染症等発生時のブロック応援基準の作成	健康福祉局	4区 南区、金沢区、港北区、都筑区	—
青葉	大規模災害時における区庁舎及び地域防災拠点の非常用電源確保	区庁舎へのVPP構築事業導入に伴い、経常的に発生する電気料金	温暖化対策 統括本部	1区 神奈川区	—
青葉	郊外部における働く場の創出	1 成長産業立地促進助成制度の拡充 2 企業立地促進条例による立地企業支援策の拡充 3 その他の郊外部における働く場の創出に係る検討	経済局	3区 港南区、港北区、栄区	○
青葉	重症心身障害児者や医療的ケア児者の短期入所の受入れ拡大に向けた市単独加算の見直し	「横浜市障害児・者短期入所事業実施要綱」第5条及び第6条の規定の見直し	健康福祉局	8区 鶴見区、中区、南区、旭区、金沢区、緑区、都筑区、泉区（一部）	○
青葉	保育士の業務負担軽減に資する保育所等への運営費補助	1 事務員の継続雇用に資する補助金 2 保育所等における事務負担軽減に伴うシステム等導入補助金	子ども青少年局	2区 旭区、緑区	○
青葉	産後母子ケア事業の事務改善及びショートステイの日数延長	1 ショートステイ利用期間の拡大 2 利用申込み手続き方法の変更	子ども青少年局	1区 保土ヶ谷区	—
都筑	河川流域に設置された防災用スピーカーの増設等及び機能強化	1 増設等に係る委託費 2 機能強化に係る委託費	総務局	2区 青葉区、栄区	—
都筑	中小企業の展示会出展支援による販路開拓の活性化	各社の単独展示に加え、複数社連携した展示や実機展示（デモンストレーション）ができるよう、テクニカルショウヨコハマの「横浜ものづくりゾーン」及びブース出展スペースの維持・拡充 ものづくりの魅力発信に向けて、区が効果的にPRするための経費	経済局	2区 金沢区、港北区	○
戸塚	即時避難勧告対象区域における緊急時情報伝達システムの導入	緊急時情報伝達システムの運用方法を効果的な活用方法へ変更	総務局	1区 鶴見区	—

令和2年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	項目	提案内容の概要	所管局	共通区	対応 ※一部対応含む
戸塚	地域防災拠点におけるコンサルタントの導入	地域防災拠点コンサルタント委託	総務局	3区 神奈川区、南区、港南区	—
戸塚	地域ケアプラザにおける事務処理ミス等の事件・事故防止	1 事務処理ミス等及び事件・事故の事例分析、対応策・再発防止策の検討 2 地域ケアプラザを対象とした研修の実施（研修テキストの作成を含む） 3 地域ケアプラザに係るコンプライアンス案件についての判断基準の平準化	健康福祉局	11区 西区、中区、南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区	○
栄	閉校の早期利用に向けた役割分担と具体的な方針等の明確化	1 役割分担と閉校の利用方針の明確化 2 地域に必要な機能を残すための基準等の抜本的な見直し	財政局 総務局 市民局 教育委員会 事務局	8区 神奈川区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、戸塚区、泉区、瀬谷区	○
栄	地域防犯カメラ設置補助事業	地域の防犯カメラ設置に対する補助制度に関する予算措置	市民局	全区	○
栄	閉校後のコミュニティハウスに係る修繕費の取扱いの整理	教育委員会事務局の学校施設活用型コミュニティハウスの修繕予算を閉校後のコミュニティハウスにも適用可能とする制度変更	教育委員会 事務局	2区 保土ヶ谷区、泉区	—
栄	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の拡大	幼稚園の2歳児受入れ推進事業に対する準備を含めた補助拡大	こども青少年局	全区	○
栄	連携施設受諾促進加算の助成継続	地域型保育所の連携先となった認可保育所等への助成継続	こども青少年局	全区	○
泉	深谷通信所跡地利用計画の推進	2021年度の都市計画決定に向けた、環境影響評価等手続き等の着実な推進	政策局 健康福祉局 環境創造局 道路局	1区 戸塚区	○
泉	市民局が所管する区民利用施設の修繕予算の確保	区が所管する施設の修繕予算の確保	市民局	全区	○
泉	区民文化センター管理業務における第三者評価機関の導入	区民文化センターの第三者評価手法の変更	文化観光局	8区 鶴見区、神奈川区、港南区、旭区、磯子区、青葉区、戸塚区、栄区	—
瀬谷	区設置の防災スピーカー年間保守管理	平成31年度4月から運用を開始した、瀬谷区内4基の防災スピーカー及び各区の防災スピーカーについて局の事業での保守管理の実施	総務局	1区 西区	—
瀬谷	地区センター等緊急対応予算の増額及び地域ケアプラザ合築施設における修繕費の扱いの統一	1 地区センター等緊急対応予算の増額 2 地域ケアプラザ合築施設である地区センターの基本協定書において、修繕費の扱いを、年額を考慮した内容に変更	市民局	10区 鶴見区、神奈川区、南区、港南区 (①のみ)、保土ヶ谷区、金沢区、港北区 (①のみ)、緑区、戸塚区、泉区	○

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	国際局		鶴見区		区政推進課	
			担当者名	飯田	TEL	510-1676
			共通区	全区		
			継続年数	新規	添付資料	

番号	提案種別	項目
1	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input type="checkbox"/>
急増する在住外国人の対応		
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>鶴見区は、中区に次いで市内で2番目に外国人住民が多く(平成31年4月末現在:13,294人)、平成20年に「多文化共生宣言」を出すなど、「多文化共生のまちづくり」を進めてきました。区内の人口は、18区の中で最後となる、令和24年までの増加が見込まれており、その要因は、子育て世代の流入が続くこと等が考えられますが、この傾向は外国人住民も例外ではなく、最近では、外国人住民に対する子育て支援、教育環境・生活環境の整備・支援などが課題となってきました。</p> <p>平成30年12月の入管法改正により、今後、外国人住民の増加が続くことが見込まれているなかで、外国人住民への支援はもちろん、外国人住民の孤立化や、生活習慣の違いなどに起因する地域との分断を招くことがないようにするためには、外国人住民支援の核となっている鶴見国際交流ラウンジとの連携をしっかりと進めるとともに、区をあげて必要な取組を、一歩ずつ着実に進めて行くことが求められています。</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>近年の区内在住外国人の増加に伴い、国籍も多様化し、行政・生活全般の情報提供・相談の多言語対応の強化が求められています。また、鶴見国際交流ラウンジへの相談件数も増加し、ラウンジに対するニーズや期待も多くなっています。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>「鶴見区多文化共生のまちづくり宣言」(平成20年6月)に基づき、言葉の壁や文化の違いを踏まえ、鶴見国際交流ラウンジとも連携しながら、外国人も日本人もいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。また、多言語対応については、タブレット端末の導入等による窓口対応を進めるとともに、平成30年度から市立保育園4園にAI翻訳機を導入し、保護者や子どもとのコミュニケーションツールとして活用するなど、区民と職員の双方にとって有益となる取組を進めています。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>今後も増加が見込まれる在住外国人への対応を進めるにあたっては、在住外国人自身へのアプローチはもちろんのこと、地域や、区役所・区役所・保育所等行政の現場からの視点にも立った、より複合的なアプローチが必要です。</p> <p>また、各区に対する、国際局を中心とする支援や連携した取組を行うにあたっては、課題の顕在化の状況・程度を踏まえ、各区の事情に柔軟に対応できる枠組みとすることが必要です。</p> <p>1 行政・生活情報の的確な発信のための取組 外国人が安全・安心に暮らせるよう、わかりやすい行政情報の提供を行うとともに、必要な情報を入手しやすい環境を整えます。その際、18区で統一する部分と各区で個別化を図る部分は整理します。</p> <p>2 様々な現場におけるICT環境の整備 外国人にとって相談しやすい区役所となるよう、ICT機器の活用を拡充し、区役所窓口はもちろん、保育所をはじめとした区行政の様々な現場における対応力を強化します。</p> <p>3 国際交流ラウンジの機能強化と未整備区への段階的な設置 国際交流ラウンジは「多文化共生のまちづくり」を進めるうえで要となる施設であり、未整備区についてはその状況に応じて段階的に整備していく必要があります。また、整備済みのラウンジについては、在住外国人・地域・行政の橋渡しを行うコーディネーター機能をこれまで以上に発揮することができるよう、ラウンジの人的・財政的な基盤の強化などに取り組まします。</p>		
提案内容・概算額等		<p>1 行政・生活情報の的確な発信のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の転入時等に配布する18区共通の案内、パンフレット類の翻訳の統一化 来庁者に配布する案内物、窓口における届出・申請用紙等の多言語化 外国人向けウェブページ、コンテンツの共有化(例:ごみ、防災関係など) <p>2 様々な現場におけるICT環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の確認等可視性ある機器(例:タブレット端末)と、現場等への可搬性ある機器(例:AI翻訳機)の、各区の状況に応じた柔軟な配備 全18区庁舎および国際交流ラウンジへのWi-Fi環境の整備 国際交流ラウンジの機能強化と未整備区への段階的な整備 常勤の事業コーディネーター配置
参考: 区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		外国人材受入・共生推進事業
所管局課・担当者		国際局政策総務課 中井

◆局回答内容

国際局		政策総務課	
担当者名	中井	TEL	3826

対応の有無	対応する	既存制度の見直しを行う
対応する場合	◇対応の内容 今後も増加が見込まれる在住外国人への対応を進めるため、区役所窓口への通訳・翻訳機器の拡充及び、国際交流ラウンジの機能強化等を行います。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名: こども青少年局

鶴見区 ども家庭支援課
担当者名: 斉藤 TEL: 510-1837
共通区: 神奈川区

継続年数 新規 添付資料

Main proposal form with fields: 番号 (8), 提案種別 (予算関連, 制度関連), 項目 (東部地域療育センターの外来診療枠の拡充及び地域支援部門の充実), 地域のニーズと解決策 (課題, 収集手段, 要望, 対応, 方策), 提案内容・概算額等, 参考: 区執行体制上の課題, 局事業名, 所管局課・担当者

局回答内容

こども青少年局 障害児福祉保健課
担当者名: 安田 TEL: 671-4276

Response table with columns: 対応の有無, 対応しない, 予算化見送り, 対応する場合, 対応しない場合

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局
------	-----

神奈川県		総務課	
担当者名	高橋	TEL	411-7004
共通区	全区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	地域防災拠点備蓄庫の老朽化等への対応
	制度関連 <input type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	1 備蓄庫が狭い 学校の空きスペースの関係等から大きさが異なるため、備蓄庫が狭い地域防災拠点の運営委員等から、備蓄庫を拡充するように要望があります。また、備蓄庫が狭いことにより、全ての備蓄品が備蓄庫に入りきらず、区役所などに分散して備蓄している地域防災拠点があります。	
	2 備蓄品の出し入れに支障がある 備蓄庫が校舎の2階にある、または、敷地内の取り出しにくい場所にある等、避難生活を送る場所への出し入れに、苦慮している拠点があります。また、老朽化のため扉の開閉などに支障がある備蓄庫があります。	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望	
	備蓄庫を拡充するように要望があったり、改修を求められています。	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
	総務局危機管理室に対し、備蓄庫の増築・改修等の継続的な要望を実施しています。	
	◇課題解決のための方策	
1 標準的仕様の見直し 横浜市防災計画の標準的仕様については、過去の備蓄品を基に作成された仕様であり、現行の備蓄品との相違があるため、再度検証を行い標準的仕様の見直しを行います。		
2 備蓄庫の改修・増築等のリスト化 各区で改修・増築等の優先順位を付けたリストを作成し、総務局危機管理室で取りまとめを行い、改修・増築等の計画（予定）を立てます。		
3 局区での協力体制 地域防災拠点防災備蓄庫の課題解消に向けて、総務局、環境創造局、資源循環局、教育委員会事務局、区役所が連携をして取組を進めていきます。		
提案内容・概算額等	備蓄倉庫新設 1棟 16,000千円（設計2,000千円+14,000千円） 備蓄倉庫改修・増築は案件による	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	総務局地域防災課 廣部係長	

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	廣部	TEL	671-4358

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 (備蓄庫の仕様の見直しについて) 下水直結式仮設トイレを含め本市で配備している備蓄品の保管場所については、各地域防災拠点の実情を踏まえ検討していきます。ただし、地域などで調達したものの保管場所については、学校と調整するなど、個別でのご対応をお願いいたします。 (備蓄庫の改修・増築等のリスト化について) 上記の検討結果を踏まえ、対応方法を検討していきます。なお、備蓄庫の修繕につきましては、区からの依頼を受け、優先度の高いものから順次対応していきます。 (協力体制について) 防災備蓄庫整備にあたっては、今後も、関係区局や学校と協力しながら取り組んでいきます。	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	教育委員会事務局
------	----------

神奈川県		地域振興課	
担当者名	山口	TEL	411-7095
共通区	全区		

継続年数	2年	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
5	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	最低賃金の上昇に伴う学校コミュニティハウス委託料の見直し及び最低賃金上昇時の人件費予算の増額制度新設
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 ・市内18区に設置している学校施設活用型コミュニティハウス（以下「学校コミハ」という）は、各区毎に委託契約を締結して運営しています。神奈川県が毎年上昇している中で学校コミハの委託予算は平成26年度の消費税増額時に増額分が措置されたものの予算が頭打ちで運営に苦慮しています。[全市で83館] ・最低賃金の時給が毎年10月に20数円づつ上昇し続け、平成26年から現時点で人件費の時給が約100円上昇し、各館においては、修繕費や消耗品費を削って人件費に充てている状態です。 [年度別時給神奈川県最低賃金額] H26 887円、H27 905円、H28 930円、H29 956円、H30 983円
		◇地域ニーズ等の収集手段 <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（各区担当者による各学校コミハのモニタリングによる修繕等の要望）
		◇区民からの具体的な要望
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 各区において、区づくり推進費から充当してもらっている区もありますが、調整が付きず解決の糸口すら見えない区もあります。 今後も最低賃金上昇が見込まれる中で経費節減では限界があり、所管局に全区で同様に抱えている問題を改善出来るように投げ掛けていますが、予算措置出来ずに対応出来ない状況です。
		◇課題解決のための方策 1 18区83館の学校コミハ委託料予算について、最低賃金の上昇相当分については予算措置をお願いいたします。 2 最低賃金が増加した年については、上昇金額相当分を上乗せ要求出来る制度設定を提案いたします。
		提案内容・概算額等 1 最低賃金上昇分については、アルバイト職員の上昇相当分の予算措置を提案します。 [概算：83館750万円、1館平均9万円] 2 平成30年度指定期間開始の指定管理施設から適用された物価スライド制度のように、最低賃金が増加した年には、その分を反映出来る制度新設を提案します。
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 辻、齋藤	

◆局回答内容

教育委員会事務局		学校支援・地域連携課	
担当者名	辻、齋藤	TEL	671-3278

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 教育委員会では施設の修繕対応や、光熱水費を負担しています。一方、事業にかかる運営費等については、区が創意工夫をしながら事業を計画し地域課題に対応できるよう、平成6年に教育委員会の予算から個性ある区づくり推進費へ統合しました。本提案については、個性ある区づくり推進費増額であり、教育予算に計上することはできないため、財政局と調整を行います。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

神奈川県		生活衛生課	
担当者名	鈴木	TEL	411-7140
共通区	南区、旭区、金沢区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
7	予算関連 <input type="checkbox"/>	緊急避難対応ペット預かり制度の創設
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	核家族化、高齢化がすすみ、ペットとともに暮らす高齢者も増加傾向にあります。平成30年度、神奈川県内で発生した火災により飼い主が救急搬送され、飼い犬3頭がケージに入ったまま路上に放置されました。町内会の方々の好意により町内会館で2日飼養しましたが、保管に困りました。今回は、飼い主のかかりつけ獣医師が判明し、動物病院に預かってもらうことができましたが、緊急避難的に預かる制度の必要性について区民からの要望を受けました。	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望	
	人の場合は、市営住宅への無償入居制度等がありますが、市営住宅はペットの飼養不可であり、その間の預け先等を人と同じように対応して欲しい旨の要望がありました。	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
かかりつけ獣医師をもつように啓発をすすめています。 いざというときの預け先を確保するように啓発をすすめています。		
◇課題解決のための方策		
ペットの一時預かりをする民間施設は区内にも複数あります。しかし、日頃の健康管理が十分ではないペットを預かる施設を探すのは困難であり、預かり先が探せたとしても多額の費用(人の家賃と同程度)がかかります。動物愛護センターには、飼い主不明の犬・猫等を保護する施設があります。飼い主が「火災、自然災害等による被災者の一時入居制度」している間、預かることを提案します。災害時にペットがケガ等していた場合は、現在市獣医師会に委託している「傷病動物の救急処置等業務委託」の延長で預かりを委託することを提案します。		
提案内容・概算額等	1 動物愛護センターにおけるペット(犬猫)一時預かり 2 市獣医師会とペット一時預かりの契約	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	健康福祉局動物愛護センター 及川課長、高島係長	

◆局回答内容

健康福祉局		動物愛護センター	
担当者名	高島正義	TEL	471-2111

対応の有無	対応しない	制度化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	飼っている動物の日常の飼育・健康管理や飼えなくなった場合の預け先の確保など緊急時対応については、飼い主自らが行っていただくべきと考えております。飼育の継続が困難になった場合を含め、飼い主が飼育管理にお困りの際のご相談には、従来どおり、事案に応じて個別に対応してまいります。 なお本市では、大規模災害等の発生により、地域全体への支援が必要な場合には「動物救援センター」を開設し、犬猫等の一時預かり開始を想定しています。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	財政局
------	-----

西区		税務課	
担当者名	西村	TEL	320-8356
共通区	2区(神奈川区、中区)		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
1	予算関連 <input type="checkbox"/>	大規模家屋に対する固定資産税評価の制度見直し
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等
		①市民や事業者から評価内容の説明を求められるケースが多くなっており、審査申出により評価の見直しを求められるケースも出ています。評価額が数億円にも達する家屋がある中、課税誤り等が発生した場合は、全市的に大きな影響を及ぼすため、評価には正確、緻密な計算が必要です。 ②MM地区など都心臨海部を中心に、高度かつ複雑・高難度の評価計算等が必要な床面積1万㎡以上の大規模家屋が急増しています。(西区内で令和元年度3棟、令和2年度8棟) ③本市の企業誘致施策や地域特性から、大規模家屋の建設地域が集中した結果、一部の区では大規模家屋の評価経験を積む機会が少なく、評価技術の習得・継承が困難になっています。
		◇地域ニーズ等の収集手段
		■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 ■ 8 その他(納税者(企業)からの要望)
		◇区民からの具体的な要望
		区民(納税者)からは適正な評価・課税が求められています。特に企業立地促進条例の対象となる納税者(企業)へは、誘致した横浜市の責務として、助成金の交付手続きに支障が出ないよう遅滞なく評価・課税をする必要があります。
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。
		現行の体制で対応
		◇課題解決のための方案
		財政局主税部固定資産税課大規模家屋担当の対応機能を強化し、評価の効率化を図ります。 【令和2年度】・・・経過措置 竣工予定の20棟のうち12棟が位置する都心臨海部(西区・中区・神奈川区)について、財政局主税部固定資産税課大規模家屋担当の対応機能を強化します。 【令和3年度以降】・・・最終目標 1万㎡以上の大規模家屋は非住居・住居を問わず、財政局が一元的に評価を担うこととします。
提案内容・概算額等	財政局主税部固定資産税課大規模家屋評価等担当の対応機能を強化し、評価の効率化を図る。	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	財政局固定資産税課	

◆局回答内容

財政局		固定資産税課	
担当者名	松崎・石本	TEL	671-2260

対応の有無	対応しない	制度化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	企業誘致政策等の成果の一つである税収を着実に確保するため、増えていく大規模家屋の評価・課税について、西区の提案や各区の状況、他都市の評価体制等も踏まえつつ、引き続き区と局とが連携し、ノウハウを蓄積しながら、迅速かつ適切に取り組んでいきたいと考えています。	
	◇対応する場合の課題	
	一定規模以上の家屋評価事務を集約することが区家屋担当職員の評価スキル向上及びキャリアプランの形成に有意義であるか、各区の状況や他都市における事例等をふまえ引き続き検討が必要であると考えています。	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Header information table including '西区', '地域振興課', '担当名 津田・石上', 'TEL 320-8393', '所管局名 市民局', '共通区 全区', '継続年数 2年', '添付資料'.

Main proposal details table with columns for '番号', '提案種別', '項目', and '内容'. Includes sections for '地域のニーズと解決策', '地域ニーズ等の収集手段', and '提案内容・概算額等'.

◆局回答内容

Response header table with '市民局', '地域施設課・スポーツ振興課', '担当名 加藤・安見(地) 松本・秋林(ス)', 'TEL 671-2328(地) 671-3286(ス)'.

Response content table with columns for '対応の有無', '対応する', '既存の制度で対応する', and '対応する場合/対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名 教育委員会事務局

西区 地域振興課
担当者名 津田・石上 TEL 320-8393
共通区 7区(中区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区)

継続年数 3年 添付資料

Table with 3 columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for '学校施設活用型コミュニティハウスの空調機更新' and '地域のニーズと解決策'.

局回答内容

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課
担当者名 辻 TEL 671-3716

Table with 3 columns: 対応の有無, 対応しない, その他. Includes '対応する場合' and '対応しない場合' sections.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	西区		こども家庭支援課	
		担当者名	山本	TEL	320-8467
		共通区	5区(旭区・磯子区(①のみ)・港北区・戸塚区(②のみ)・泉区(②のみ))		
		継続年数	新規	添付資料	

番号	提案種別	項目
11	予算関連 <input type="checkbox"/>	産後母子ケア事業の制度見直し
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>本市の産後母子ケア事業の対象者は、事業のウェブサイトやチラシにおいて、家族等から産後の支援が受けられない方で、育児不安などから自宅での育児に支障がある方などの要件があるとされている。しかし、実際には「育児に支障がある」と判断するのが困難なケースで利用を希望する方が多く、当区では対応に苦慮している。本市の制度は、児童虐待の未然防止の観点から、支援の必要性が高い人が利用しやすいよう、他都市に比べ自己負担額を抑えた制度設計となっている。一方で、要綱やマニュアルでは、「自宅での育児に支障」の要件が明記されず、状態像の例が示されているのみである。結果、「自宅での育児に支障」が認められなくても、「不安」との訴えがあれば利用不承認とすることが極めて難しい状況にある。また、当事業の利用の可否は行政で決定することとなっているが、施設で利用を勧められ、利用できることと認識して申請される場合、その誤解を解くことは困難で、対応に多くの時間と労力を費やしている。</p>
		<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 ■ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p>
		<p>◇区民からの具体的な要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が出張等で不在になるため(具体的な育児への支障はないが)「不安」である。 ・きれいな施設で過ごしたい。食事がよい施設を利用したい。 ・タクシーでワンメーター以内の施設を利用したい。 ・助産院で出産の入院から引き続き利用できると聞いて申請した。 ・事業のウェブサイトの要件に当てはまるのだから利用したい。
		<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>利用希望があった場合、訪問等により母子の状況を確認し、職場内でのカンファレンスを実施した上で利用決定を行っている。養育に支障がないと思われる場合であっても、明確な判断基準がないため、対象でない旨を理解いただくことが困難であったり、対象外として不承認の決定を行ったことでその他の支援を拒まれる恐れがある事から、利用を承認せざるを得ない状況である。</p>
		<p>◇課題解決のための方策</p> <p>要綱に要件を明記するとともに、アセスメントシートにより、利用の可否を決定するなど、利用基準の平準化を図る必要がある。また、利用決定については、行政が審査を行うものであり、産後母子ケア事業実施施設が行政に相談なく利用を勧めたり、利用を前提としたケアの計画を立案するものではない事を周知する。</p> <p>上記を行わない場合は、他都市と同程度の自己負担額とし、育児に支障がある方以外でも広く利用できる事業に転換することも検討すべき。</p>
		<p>提案内容 概算額等</p>
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	横浜市産後母子ケア事業	
所管局課・担当者	こども青少年局こども家庭課	

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	栢山、中島	TEL	671-2455

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	<p>・本市は子育て世代包括支援センターを設置し妊娠期からの切れ目のない支援を目指しており、本事業もその一環と考えています。</p> <p>・本事業の対象者や利用までの流れを明確にして周知すること、対象者が自宅で安定的な養育ができるよう支援プランを立案することで、趣旨に基づいた事業の利用が適切に実施できるよう見直します。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局 教育委員会事務局
------	--------------

南区		総務課	
担当者名	飯塚	TEL	341-1225
共通区	8区(神奈川区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、青葉区、栄区)		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域内の地域防災拠点における措置
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>本市では、地域防災拠点である市立小中学校等を、避難生活を送る場所として指定している。加えて、条件を満たした地域防災拠点の建物(校舎や体育館)を、災害から命を守るための場所(以下「指定緊急避難場所」という。)として指定している。</p> <p>しかし、本市の基準では土砂災害警戒区域内に入っている建物は「指定緊急避難場所」に指定されないため、学校敷地内の全ての建物が区域内にある場合は、同一校内に緊急的に避難する場所がない。</p> <p>市内全地域防災拠点のうち、全ての建物が土砂災害時の指定緊急避難場所に指定されない拠手の割合が10%以上の区が6区あり、特に南区では、市立小・中学校25校の地域防災拠点の中で、11校が土砂災害警戒区域内に所在し、そのうち3校では全ての建物が区域がかかっており、土砂災害の「指定緊急避難場所」として使用できない状況になっている。</p> <p>大地震が発生した場合には、地盤の緩み等により土砂災害が発生する危険性が高くなり、実際に平成28年の熊本地震の発災5日後に、大雨警報レベルの降雨量で全域に避難勧告を発令したケースがあった。</p> <p>本市では「指定緊急避難場所」の指定基準を設けた平成29年11月以降に、西日本豪雨や九州北部豪雨のように広域に避難勧告を発令するような事態は発生していないが、地震により避難生活を送る区民を土砂災害の危険性を理由に別の場所へ避難させるような二次的避難による混乱は避ける必要がある。</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他() </p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>大地震後の大雨など災害が複合的、連続的に発生する中で、地域防災拠手があらゆる避難場所になっていないことに、区民からは災害時に混乱を招くと不安の声があがっている。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>昨年度も本提案制度において、「土砂災害警戒区域等に存する避難場所等の啓発等対策強化について」として災害ごとの避難先に対する理解が深まるよう啓発等の対策強化を提案するとともに、昨年度更新した土砂災害ハザードマップにおいて、「指定緊急避難場所」や土砂災害警戒情報発表時に開設する避難場所を明示するなど周知や啓発に努めている。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>土砂災害時の避難場所となっていない地域防災拠点において、大地震後の大雨など災害が複合的・連続的に発生した場合、区民にそのまま避難生活を続けてもらうことはできない。また、土砂災害の危険性が高まった状態で別の避難場所に移動してもらうことも現実的ではない。</p> <p>そのため、複合的な災害時の避難場所として地域防災拠点である学校施設の安全性を確保する必要がある。</p>
提案内容・概算額等		<p>地震発生時に、地域防災拠点で避難生活を送っている区民のほか在校中の児童など多くの人々が、その後の大雨等により土砂災害の危険が迫った時であっても一棟以上の建物(校舎や体育館等)が「指定緊急避難場所」として使用できるよう、ハード面や運用面での対策について関係局間で調整や働きかけが行われることを提案する。</p> <p><考えられる検討例></p> <ul style="list-style-type: none"> ハード面：土砂災害警戒区域指定の要因となる崖地や斜面等に対する法枠工等の表層破壊抑止効果が認められる対策工事の施工 運用面：「指定緊急避難場所」の開設、運用方法の整理 <p><概算額></p> <p>ハード面での対策の場合：表層破壊抑止効果が認められる対策工事の工事単価：■■■■/㎡(法枠工) ※付帯工事は別途</p>
参考：区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		
所管局課・担当者		総務局地域防災課 廣部係長 教育委員会事務局 海老原補佐

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	廣部	TEL	671-4358

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>指定緊急避難場所の考え方にに基づき、ハード面の対策がとられ、土砂災害警戒区域の指定が解除になった場合には、解除になった校舎や体育館ごとに指定緊急避難場所として指定しています。今後は、個別に周辺状況や構造条件など踏まえた対応についても、関係局と連携し検討していきます。</p>	
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>	

教育委員会事務局		教育施設課	
担当者名	海老原	TEL	671-3299

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>	
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>学校施設のがけ対策については、横浜市中期4か年計画（政策34 災害に強い都市づくり）、教育振興基本計画（施策1安全・安心な教育環境の確保）に位置付け、調査結果に基づいて児童生徒の安全及び近隣への被害防止の観点から優先度を判断し、計画的に対策を進めている状況です。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>当該要望への対応は、指定緊急避難場所に対するものであり、児童・生徒や近隣の安全対策を主眼とした既存の学校施設におけるがけ対策とは別に進める必要があり、予算面、体制面からも課題が多い。</p>	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局、健康福祉局
------	---------------

南 区		こども家庭支援課	
担当者名	戸矢崎	TEL	341-1146
共通区	全区 (うち磯子区：3、泉区：2及び3のみ)		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項 目
2	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	区こども家庭支援課の専門職（社会福祉職・保健師）の専門性が発揮できる支援体制の構築
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	・区こども家庭支援課の専門職は、虐待ケース等の緊急対応に追われ、個々の丁寧な関わりが困難な状況。 ※参考：横浜市区こども家庭支援課における虐待相談対応件数 ㊶1,016件→㊶3,202件（5年間の増加率215%）	
	・放課後等デイサービスの利用者増に人員体制が追いついていない。 ※参考：放課後等デイサービスの利用者数（全市） ㊶2,427人→㊶6,468人（5年間の増加率167%）	
	・特に社会福祉職のOJTが困難な状況。 ※参考：区こども家庭支援課への専任職の配置なし。40歳以上の職員配置は平均1～2名/区に留まる。	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他（ ）	
	◇区民からの具体的な要望	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
	・平成29年度「福祉保健センター業務の仕事改革に向けた業務仕分け」において、システム改修や事業見直しでは解決困難な事案が各区こども家庭支援課から多数の意見があった。	
	・平成30年度「業務仕訳区局検討プロジェクト」（こども青少年局及び及び各区こども家庭支援課長会）を設置。「ひとり親」「障害児」の2部会にて、業務改善の具体的な検討に取り組んだ。	
◇課題解決のための方策		
1 専門職業務の見直し（改善）検討会議の設置 各事業の指針等を統合し、こ家の専門職（社会福祉職及び保健師）の求められる役割・専門性の明確化。また、業務の変化の分析を行い、適切な人員体制の検討を行う。		
2 健康福祉局（こ青局兼務）への担当係長のモデル配置 健康福祉局福祉保健課に担当係長をモデル設置（こ青局兼務）し、共同事務局として上記の検討会を担い、業務及び人材育成の検討に取り組む。検討内容を既存の「専門職（社会福祉職・保健師）人材育成検討会」「研修委員会」に活かし、市全体の人材育成に繋げる。		
3 専門職（主に社会福祉職）業務以外の一般業務を事務職に移管 区こども家庭支援課に事務嘱託を増員し、配置。事務嘱託に社会福祉職の業務の一部を転換し、転換された部分で社会福祉職の専門性であるソーシャルワークの充実に充てる。		
提案内容・概算額等	・専門職業務の見直し検討会の設置 ・こ青局兼務の担当係長のモデル配置 ・事務嘱託（増員） @3,500千円×18区=63,000千円	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	ひとり親家庭自立支援事業、障害児通所支援事業	
所管局課・担当者	こども青少年局こども家庭課 藤浪係長	
	健康福祉局福祉保健課 中川係長	

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	藤浪	TEL	671-2390

対応の有無	対応する	その他
対応する場合	◇対応の内容 区こども家庭支援課の課題について、引き続き内部検討を継続し、調整していきます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	中川	TEL	671-4056

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 区福祉保健センターの専門職の役割や専門性の明確化及び人材育成について、こども青少年局等関係部署と連携し、区の状況を把握しつつ、検討していきます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局
------	-------

南区		総務課	
担当者名	杉江	TEL	341-1226
共通区	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
3	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	環境創造局の環境施策により施設に設置された設備等の維持管理
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>全市的な環境施策により、電気自動車充電スタンドや、風力発電付き太陽光発電機が区役所等に設置され、区に移管されている。設備の維持管理に要する費用は、区に統合されておらず、故障が生じた場合の修繕等については、区づくり推進費での対応が求められている。また、平成30年4月1日に通知された公用車における次世代自動車等導入についても、導入にあたっては既存のガソリン車等より割高となることから、現状の区づくり推進費のみの対応では限界がある。今後、積極的に全市的な環境施策を推進していくためにも、現状の区づくり推進費での対応が厳しいことから予算上の課題を解消したい。</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート ■ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>故障している設備を利用しようとした区民からは、設備が使えず困っているという意見や、エネルギーの使用量を率先して削減することを掲げる横浜市が設備を故障したままにしていることへの非難の意見があり、早期の復旧を求められている。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>環境施策により設置された設備が経年劣化し、修繕等が必要となった場合には、維持管理にかかる費用を区づくり推進費で対応せざるを得なくなる。また、更新時期にある車両を次世代車にするにも、現状の車両より費用負担が増えることから、区づくり推進費で対応することは予算上厳しく、区としても対応に苦慮している。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>本市が推進する環境施策は、公用車への次世代車導入など、市民の注目度も高く、また、既存施設については、積極的な利用促進を進め、維持管理していく必要があり、区としても対応することが求められる。しかし、区として積極的に取り組んでいくためには、区独自の事業や、区庁舎の最低限必要な施設の維持管理に要する区づくり推進費のみでは、対応に限界があることから、負担増となる部分の予算措置が不可欠である。</p>
提案内容・概算額等	設備については、点検・修繕に係る費用を全区分を一括で枠で確保していただき、必要に応じて区配により対応する。また、次世代車導入にあたっては、翌年度予算編成時に、各区でどの程度車両(リース車含む)の更新があるか調査していただき、必要な予算を局で確保して年度当初区配により対応する。	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	環境創造局環境エネルギー課 志田	

◆局回答内容

環境創造局		環境エネルギー課	
担当者名	志田	TEL	671-2490

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<p>公用車への次世代自動車導入経費(ガソリン車との差額等)については、予算要求の結果、次世代自動車の導入は区の責任において実施されるものとの理由から計上見合わせとなりましたので、各区において必要経費の確保をお願いします。各区で管理をしている電気自動車充電スタンド、太陽光パネル付き照明設備等の維持管理費については、過去に区づくり推進費に統合した事業費等による対応をお願いします。</p>	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 健康福祉局

南区 福祉保健課
担当者名 岩澤 TEL 341-1181
共通区 1区(西区)

継続年数 新規 添付資料

Table with 4 columns: 番号, 提案種別, 項目, 内容. Includes sections for '民生委員・児童委員及び主任児童委員関係事務に係る福祉保健システムの改修', '地域のニーズと解決策', and '提案内容・概算額等'.

◆局回答内容

健康福祉局 地域支援課
担当者名 稲垣・吉良 TEL 671-4046

Table with 2 columns: 対応の有無, 対応する場合 / 対応しない場合. Includes details on response content and topics.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名: こども青少年局

南区: こども家庭支援課
担当者名: 澤田 TEL: 341-1155
共通区: 2区(西区、瀬谷区)

継続年数: 新規 添付資料

Main table with columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for '放課後キッズクラブにおける外国籍等児童対応' and '地域のニーズと解決策'.

局回答内容

こども青少年局 放課後児童育成課
担当者名: 大岩 TEL: 671-4068

Table with columns: 対応の有無, 対応しない場合. Includes '対応しない理由' and '対応する場合の課題'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 道路局

南区 区政推進課
担当者名 熊野 TEL 341-1232
共通区 2区(神奈川区、金沢区)

継続年数 6年 添付資料

Main table with columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for '地震火災対策重点路線の早期整備' and '地域のニーズと解決策'.

局回答内容

道路局 企画課 事業推進課 建設課
担当者名 坂入、橋木(事業推進課) 周治、原(企画課) 木村、佐々木(建設課) TEL 671-3533(事) 671-2777(企) 671-3526(建)

Table with columns: 対応の有無, 対応する, 既存の事業で対応する. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局
------	-----

港南区		総務課	
担当者名	岡野	TEL	847-8315
共通区	8区(鶴見区、神奈川区、南区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	市内全地域防災拠点における運営訓練参加者に対する傷害保険の一括加入
	制度関連 <input type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等 地域防災拠点の運営訓練は、発災した際の避難所としての円滑な運営を目的としており、企業や町の防災組織(自治会町内会)が、自主防災を目的に任意で行っている防災訓練とは性質が異なっています。 各拠点には運営委員会が存在し、本市から防災資機材等の貸付等を受け、運営を任されており、原則、年に1回以上は訓練を実施することとなっています。 上記のとおり、訓練は公的な位置付けに近いにも関わらず、訓練参加者への傷害等に対する補償は含まれていないことから、安心して訓練に参加できる環境が整っていないという課題があります。	
	◇地域ニーズ等の収集手段 <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望 地域防災拠点運営訓練の運営側は、市民活動保険で怪我等の補償がされているが、訓練参加者は無保険状態で訓練に参加して安全が担保されていない。エンジンカッターや炊飯器等、危険を伴う資機材の取扱いもあることから、訓練参加者にも一律に傷害保険に加入する必要がある。	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 現状、地域防災拠点ごとに地域防災拠点活動奨励金が交付されているため、その一部を区が一括徴収して、訓練参加者に対する傷害保険に加入している。	
	◇課題解決のための方策 「全拠点分の訓練参加者に対する傷害保険に一括加入」 ・地域防災拠点活動奨励金は本来、拠点運営訓練で活用する目的であることから、主管局である総務局危機管理室が、保険加入費用を別途予算化して全拠点分を一括加入することが望ましい。 ・市民活動保険と補償内容を合わせて、全拠点一律の補償とすることで、運営側・参加者間の不均衡が解消される。 ・各拠点、各区ごとで個別に傷害保険に加入するよりも、金額的なスケールメリットが見込める。また、各区の事務が簡略化されるため、業務量の削減につながる。	
	提案内容・概算額等	円 = (円/拠点) × (459拠点) 【参考】《港南区》円 = (円/拠点) × (31拠点) (災害死亡保障 円、後遺障害補償 円、入院日額 円、通院日額 円)
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	総務局地域防災課 井上係長	

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	井上・吉澤	TEL	671-2011

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 現在、一部の区や拠点ごとに個性ある区づくり推進費や地域防災活動奨励助成金を活用して対応している状況ですので、引き続き同様の対応をお願いします。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

保土ケ谷区		生活衛生課	
担当者名	高橋	TEL	334-6361
共通区	鶴見区、西区、中区、南区、港南区、金沢区、旭区、磯子区、戸塚区、泉区、栄区、瀬谷区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
4	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input type="checkbox"/>
		食中毒調査及び食品衛生指導ツールの多言語化
		<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>1 保土ケ谷区には感染症指定医療機関である横浜市立市民病院があり、海外渡航歴のある日本語が不自由な患者に対し、食中毒調査を実施する機会がある。</p> <p>2 東京2020オリンピックパラリンピック競技大会の開催等により訪日外国人が増加することが見込まれ、日本語による調査が困難な事例が多数発生することが予想される。</p> <p>3 過去の保土ケ谷区内の施設を原因とする食中毒事例において、日本語が不自由な施設従業員が多く言語の壁により聞き取り調査や衛生指導が困難な事例があった。今後は多言語ツールを用意して迅速な調査対応や衛生教育、拡大防止措置をする必要がある。</p>
		<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p>
		<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>食中毒調査及び食品衛生指導において、英語、中国語等理解できる言語での調査、説明を希望する。</p>
		<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>わかりやすい日本語の使用 図や絵、写真による説明 職員が簡単な英語等で説明 東京都等他都市で作成されている調査票、パンフレット等を使用し調査、説明</p>
		<p>◇課題解決のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 食中毒調査用紙、説明用紙の多言語化 調査内容が一読して理解できる解説つきの調査用紙を多言語で作成することにより正確な調査が実施できます。 食品衛生指導関係資料の多言語化 窓口で説明するための施設基準や申請書、衛生教育のためのチラシ、HACCP導入支援のための手引書や記録表などを多言語で作成することで円滑な業者指導が行えます。 簡易翻訳機の導入 調査対象者が日本語でコミュニケーションをとりにくい場合は簡易翻訳機等を使用し調査の趣旨、内容等を説明します。これにより迅速正確で円滑な調査ができます。また二次感染予防策等についても正確に説明できます。
提案内容 ・ 概算額等		<ul style="list-style-type: none"> 調査用紙、説明用紙、啓発資料等の翻訳（日本語→英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語） ■■■■■ 円 簡易翻訳機の導入（1区2台） ■■■■■ 円/区
参考：区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		感染症・食中毒対策事業
所管局課・担当者		健康福祉局健康安全課健康危機管理担当 中角係長

◆局回答内容

健康福祉局		食品衛生課	
担当者名	佐藤	TEL	671-2460

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	<p>1 食中毒調査 令和元年度の既存事業で、6か国語（英・中・韓・仏・スペイン・ポルトガル）に対応する患者調査票を作成のほか、音声多言語翻訳機5台を購入。 令和2年度は、音声多言語翻訳機の追加購入の予算を計上。</p> <p>2 食品衛生指導 令和元年度の既存事業で、営業許可申請案内（英・中・韓）や手洗手順掲示物（英・中・韓・ベトナム）の多言語化対応を実施。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人観光客（子ども）向け「食物アレルギー物質（7品目）多言語イラストシート」（英・中・韓・仏・スペイン・ポルトガル・ロシア・アラビア）を作成し、利用者の増加が見込まれる大規模宿泊施設等へ活用を周知。 令和2年度は、HACCP導入チラシの多言語版（英・中・韓）作成の予算を計上。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

保土ヶ谷区		生活支援課	
担当者名	郷原	TEL	334-6310
共通区	神奈川区、中区、旭区、戸塚区		

継続年数	2年	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
19	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input checked="" type="checkbox"/>
生活保護受給者に対する家計改善支援事業の対象者の拡大		
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>令和元年度より、局事業として「被保護者家計改善支援事業」が開始されました。事業の対象者を、①生活保護廃止が見込まれる世帯、②大学等への進学を検討しており、自立が見込まれる子どものいる世帯としていますが、ライフラインの確保が難しい世帯や生活保護債権等を抱え、最低生活維持の困難な世帯が多く存在するため、対象者の拡大が必要です。</p>		
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 ■ 8 その他（生活支援を実施しているケースワーカーからの情報、保土ヶ谷区家計相談支援事業での評価）</p>		
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>1 家計の収支が安定するよう再建したい 2 家賃や水光熱費の滞納を解消したい 3 生活保護債権を抱えた中でも収支が成り立つようにしたい</p>		
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>【自主企画事業】 平成29年度より生活保護受給者の家計相談支援事業を実施しています。 平成29年度は、実施世帯数28世帯のうち効果が認められた世帯は21世帯（75%）でした。 平成30年度は、実施世帯数46世帯のうち効果が認められた世帯は36世帯（78%）でした。</p>		
<p>◇課題解決のための方策</p> <p>局事業が開始されましたが、対象者が限定されています。しかし、それ以外にもライフラインの確保が難しい世帯や生活保護債権等を抱え、家計の収支の課題を抱える世帯が存在し、家計収支の安定化や自ら安定した生活費の収支ができるような力が身につけられるように支援する必要があります。厚労省も、平成31年3月29日付「被保護者家計相談支援事業の実施について」の一部改正についてにおいて、対象者を「家計に関する課題を抱える世帯」とし、「世帯の課題の解消・自立助長に効果的である。」と示しているため、この通知に準じて対象者の拡大を提案します。</p>		
提案内容・概算額等	被保護者家計改善支援事業の対象者を拡大して実施 委託費（1区あたり）：1,200千円 ※区配予算ではなく、被保護者家計改善支援事業の対象を拡大し、同一事業として実施	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	被保護者家計改善支援事業	
所管局課・担当者	健康福祉局生活支援課 大内係長	

◆局回答内容

健康福祉局		生活支援課	
担当者名	大内係長	TEL	671-2366

対応の有無	対応する	既存制度の見直しを行う
対応する場合	◇対応の内容	
	生活保護受給者について、①家計に関する課題を抱えており支援が効果的な者、②大学等への進学を検討しており自立が見込まれる者に対象者を拡大する。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名 健康福祉局

旭区 生活支援課
担当者名 大井 TEL 954-6100
共通区 鶴見、中、港南、保土ヶ谷、磯子、金沢、緑、港北、青葉、戸塚、栄、泉、瀬谷

継続年数 新規 添付資料

Main survey table with columns: 番号, 提案種別, 項目, 内容. Includes sections like '地域の課題、基礎データ等', '地域ニーズ等の収集手段', '課題解決のための方策'.

局回答内容

健康福祉局 生活支援課課長 担当者名 沖山 TEL 671-2425

Response table with columns: 対応の有無, 対応する, 既存の事業で対応する. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局
------	-------

旭区		保険年金課	
担当者名	杉山	TEL	954-6135
共通区	鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、磯子区、金沢区、緑区、都筑区、泉区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
13	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	窓口の待ち時間の短縮
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等 保険年金課の窓口は、受付件数が多く、保険料の相談や複雑な制度の説明など1件に時間がかかるため、待ち時間が長いことが課題となっています。特に、高齢者や治療中の方が多く来られるため、体調不良になり帰る方や、待ち時間の長さを不満に思う方も多く、待ち時間短縮が急務です。短縮のためには、窓口対応人数を増やす必要がありますが、職員は内部事務も行っており、これ以上窓口の業務時間を増やすことはできません。また土曜開庁の振替取得等もあり、急な病欠の代替となる職員を確保できない状況にあります。 【基礎データ（旭区：資格給付窓口）】 ①一日あたり平均窓口受付件数 約250件 ②最大待ち時間の平均 約30分 ③窓ローテーション 2日に1回	
	◇地域ニーズ等の収集手段 ■1 日常の窓口対応等 ■2 市民からの提案等 □3 地区担当制 □4 地域懇談会等 □5 区民アンケート □6 区民要望 □7 関係団体からの要望 □8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望 1 いつも混んでいる。電話もつながらない。 2 申請書を出すだけなので、並ばずに済ませたい。	
	◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 1 繁忙期の窓口数増 2 申請書を受取するのみの臨時窓口を試みに設置（臨時窓口利用者の待ち時間は減小） 3 郵送申請の推進（給付事務における返信用封筒の同封等） 4 区政運営方針「正確で親切・丁寧な行政サービスの実施」	
	◇課題解決のための方策 内部事務の補助業務に従事している嘱託員に、その業務になじむ窓口業務を担わせることで窓口対応者を増やし、窓口の待ち時間を短縮します。	
	提案内容・概算額等	健康福祉局：①横浜市区役所嘱託員就業要綱別表に「嘱託業務として適切な窓口業務」を追加 ②現行単価に窓口業務分を上乗せ。報酬約20万円（@2,000円×12カ月×8人）
参考：区執行体制上の課題	現在の体制で対応	
局事業名	横浜市区役所嘱託員	
所管局課・担当者	健康福祉局保険年金課 永山管理係長 医療援助課 勝倉医療係長 介護保険課 宇佐美担当係長	

◆局回答内容

健康福祉局		保険年金課、医療援助課、介護保険課	
担当者名	永山、勝倉、宇佐美	TEL	保険年金課 (671-2421)、医療援助課 (671-4116)、介護保険課 (671-4252)

対応の有無	対応しない	制度化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 現在、給付事務改善プロジェクト等で業務見直しを行っている段階であり、事務集約化の推進や郵送受付の活用を行う等、まずは事務改善を進めることが必要と考えます。 ◇対応する場合の課題 窓口登用推進の声がある一方で、慎重であるべきとの意見もあり、18区の意見が一致していません。また、常勤職員を含めた職場体制のあり方や、勤務条件についても整理が必要です。	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	総務局
------	-----

磯子区		総務課	
担当者名	大矢	TEL	750-2312
共通区	鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
1	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input type="checkbox"/>
地域ニーズと解決策		<p>津波警報伝達システムの充実</p> <p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>市内の沿岸部には、平成25年度に津波警報伝達システムが整備運用されております。また、津波警報伝達システムからの放送が聞こえづらい状況を解消するために、津波浸水予測区域内の地域防災拠点である小中学校で、デジタル移動無線を校内放送設備に接続し、29年11月から校内スピーカーから津波警報を放送できるようにしました。</p> <p>しかし、小中学校の放送設備は、本来、校内への伝達手段であることから、せいぜい校庭の周囲にしか到達しません。そのため、津波浸水予測区域内には音量調整をしてもJアラートの試験放送が全く聞こえない地域があります。</p> <p>特に駅周辺や人通りの多い商店街など、被害想定の大きいところほど試験放送が感知されない問題があります。</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input type="checkbox"/>1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/>2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/>3 地区担当制 <input type="checkbox"/>4 地域懇談会等</p> <p><input type="checkbox"/>5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/>6 区民要望 <input type="checkbox"/>7 関係団体からの要望</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>8 その他（区独自で聞き取り調査実施）</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>・これまでJアラートや津波警報伝達システムの訓練放送において実地聞き取り調査を繰り返し、最適なボリューム調整を依頼してきました。ある程度改善された地域がある一方、交通量の多い道路や人通りの多い商店街では、全く感知されないことが分かりました。特に、京急杉田駅とJR新杉田駅を結ぶ杉田商店街は一日2万人の通行量がありますが、地域防災拠点である杉田小学校から約90mと至近距離にありながら全く聞こえないとの問題提起をいただいております。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>・昨年度まで、Jアラート試験放送のたびに津波警報伝達システムの屋外スピーカーの音量調整を行いました。最大音量では音が割れて放送内容が分からない点があり、他区では50%の音量を磯子区独自に70%に調整した結果、音達範囲はある程度改善されました。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>・既存の校内スピーカーに加えて防災用屋外スピーカーを設置することにより、緊急時情報の未達地域の減少を図る。</p> <p>・商店街の既存スピーカーにデジタル移動無線を接続し、緊急時にはデジタル移動無線を通じ商店街スピーカーから放送が流れるようにする。</p>
提案内容・概算額等		<p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予想区域内の地域防災拠点への屋外スピーカーの設置 商店街スピーカー等へのデジタル移動無線の接続 <p>【概算額】（屋外スピーカー1基分）</p> <ul style="list-style-type: none"> スピーカー設置費用 XXXXXXXXXX デジタル移動無線接続費用 XXXXXXXXXX
参考：区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		危機対応力の強化
所管局課・担当者		総務局緊急対策課 有賀係長

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	有賀、齊藤	TEL	671-4141

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	津波警報伝達システムの音達状況を確認し、必要に応じて改善を進めます。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

金沢区		生活衛生課	
担当者名	島崎	TEL	788-7873
共通区	西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区		

継続年数	新規	添付資料	○
------	----	------	---

番号	提案種別	項目
7	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	横浜市南部方面における動物救援センターの整備
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 大規模災害発生時には飼い主とはぐれて放浪しているペットや様々な理由により飼い主と地域防災拠点への同行避難が困難なペットが急増し、これらのペットを保護、飼育する場所が必要となります。そのため、横浜市災害時動物救援本部の判断により設置される動物救援センターは市内5か所に候補地が整備されていますが、いずれも北部方面に所在します。南部方面に整備することで、大規模災害発生時に必要な環境を整える必要があります。 ※横浜市内動物救援センターの配置：添付資料のとおり
		◇地域ニーズ等の収集手段 ■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()
		◇区民からの具体的な要望 早期の整備
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 地域防災拠点におけるペット同行避難者の受け入れ啓発
		◇課題解決のための方策 ・南部方面を広域にカバーできる場所を候補地とすべき ・津波などの二次災害のリスクの少ない場所であること ・交通の便の良い場所であること
		提案内容・概算額等 ・金沢動物園を候補地として提案する。 ・駐車場や敷地が広く、動物救援センターとして設定することが可能と考える ・ハザードマップにおいても津波の心配がなく、かつ、高速インターチェンジが近く、交通の便が良いため
		参考：区執行体制上の課題 現行の体制で対応
局事業名	動物の愛護及び保護管理事業	
所管局課・担当者	健康福祉局動物愛護センター 高島担当係長	

◆局回答内容

健康福祉局		動物愛護センター	
担当者名	高島	TEL	471-2111

対応の有無	対応する	その他
対応する場合	◇対応の内容 金沢動物園の敷地利用について、現時点では困難な状況です。運営方法の検討とあわせ、南部方面での動物救援センター候補地については、検討を進めてまいります。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

金沢区 福祉保健課 総務課
担当 柴田 山本、田代
TEL 788-7824
共通 西区、旭区、港南区、戸塚区、栄区

所管 総務局・医療局

継続年数 新規 添付資料

Table with columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes sections for '地域のニーズと解決策', '提案内容・概算額等', and '参考：区執行体制上の課題'.

局回答内容

総務局 防災企画課
担当 小島
TEL 671-4096

Table with columns: 対応の有無, 対応する, 既存の制度で対応する. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

医療局 医療政策課
担当 佐藤
TEL 671-3932

Table with columns: 対応の有無, 対応する, その他. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

港北区		こども家庭支援課	
担当者名	渡邊	TEL	540-2319
共通区	都筑区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目																				
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	地域子育て支援拠点での「ひととき預かり」																				
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>																					
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港北区では、身近な預かりを頼る先を社会資源に頼る傾向が高い 「周囲からの支え（育児の手伝い）がない」と回答した子育て中の区民が4割弱と多い（市全体2割弱）（28年度港北区区民意識調査） ・短時間での預かりニーズが高い、親のリフレッシュの場や機会が求められている 保護者の就労を理由としない横浜子育てサポートシステム援助活動件数の急増 H28～H30の増加率：区15.1% 市1.6% ・預けたいけれど預けられない親の気持ちに寄り添った対応が求められている 希望をしても子どもを一時的に預けられなかった理由：36%が「子どものことが心配」、「周囲の目」や「罪悪感」などの親の心理面による（民間託児会社の調査） ・一時的な預かりの受け皿となる既存の社会資源で、上記のニーズへの対応を図っていくのは難しい <p>★各受け皿比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>横浜市一時保育事業</th> <th>横浜市乳幼児一時預かり事業</th> <th>親と子のつどいの広場事業</th> <th>横浜子育てサポートシステム事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり施設・受入れ枠</td> <td>保育所・多</td> <td>一時預かり事業所・中</td> <td>つどいの広場内・少</td> <td>提供会員の自宅等・中</td> </tr> <tr> <td>預かる人</td> <td>保育士等</td> <td>保育士等</td> <td>広場スタッフ</td> <td>研修を終えた提供会員</td> </tr> <tr> <td>課題</td> <td>・就労(非定期雇用週2~3等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい</td> <td>・就労(非定期雇用週2~4等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい ・資源少(3か所)</td> <td>・受入定員が少ない ・広場利用者限定 ・資源少(預かり実施・2か所)</td> <td>・登録や提供会員との初回マッチング等利用までに時間を要する(初回マッチング以降は提供会員と利用会員との直接のやりとり) ・他人に預けることに抵抗感</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 () </p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>○短時間でちょっとした預かりをお願いしたいが、近隣に頼れる親族や知人はいない。 ○育児の疲れで数時間でも一人で休める時間が欲しい。 ○子どもと離れることに不安があるが、預けてみたい。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>○区政運営方針 3地域で支えあう福祉・保健のまちづくり（子育て支援の充実）妊娠期から学齢期まで切れ目のない子育て支援の実施</p>				横浜市一時保育事業	横浜市乳幼児一時預かり事業	親と子のつどいの広場事業	横浜子育てサポートシステム事業	預かり施設・受入れ枠	保育所・多	一時預かり事業所・中	つどいの広場内・少	提供会員の自宅等・中	預かる人	保育士等	保育士等	広場スタッフ	研修を終えた提供会員	課題	・就労(非定期雇用週2~3等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい	・就労(非定期雇用週2~4等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい ・資源少(3か所)	・受入定員が少ない ・広場利用者限定 ・資源少(預かり実施・2か所)	・登録や提供会員との初回マッチング等利用までに時間を要する(初回マッチング以降は提供会員と利用会員との直接のやりとり) ・他人に預けることに抵抗感
	横浜市一時保育事業	横浜市乳幼児一時預かり事業	親と子のつどいの広場事業	横浜子育てサポートシステム事業																		
預かり施設・受入れ枠	保育所・多	一時預かり事業所・中	つどいの広場内・少	提供会員の自宅等・中																		
預かる人	保育士等	保育士等	広場スタッフ	研修を終えた提供会員																		
課題	・就労(非定期雇用週2~3等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい	・就労(非定期雇用週2~4等)を理由とした預かりが大半、リフレッシュでの利用枠とりがざらい ・単発、短時間の利用がしにくい ・資源少(3か所)	・受入定員が少ない ・広場利用者限定 ・資源少(預かり実施・2か所)	・登録や提供会員との初回マッチング等利用までに時間を要する(初回マッチング以降は提供会員と利用会員との直接のやりとり) ・他人に預けることに抵抗感																		

地域のニーズと解決策

◇課題解決のための方策	
	<p>【方策】 総合的な子育て支援の機能を持ち、子育て世帯からの認知度も高い「地域子育て支援拠点及びサテライト」での主にリフレッシュ利用向けの「ひととき預かり事業」を実施。 場所：地域子育て支援拠点（大倉山）とサテライト（綱島東）内の「親子の居場所（交流スペース）」 体制：「横浜子育てサポートシステムの提供会員」を4名常駐（常駐により当日対応を実現） 利用枠：原則1回2時間の預かり枠、8枠/日、 利用時間：10：00～12：00と13：00～15：00 制度：利用料や利用対象については、「横浜子育てサポートシステム制度」に準じる。</p> <p>【効果】 ①安心感 「認知度の高い地域子育て支援拠点へ預けることへの安心感」と「当日の申し込み担保により、いざとなったときに頼れる安心感」を提供 ②即時性 横浜子育てサポートシステムの初回利用に係る大幅な手続き時間短縮を図り、初回利用のハードルを下げる。横浜子育てサポートシステムの区支部事務局機能を活かし、急な依頼にも迅速に対応できるように当日の緊急枠を担保※当日の依頼を想定して、3日前までの事前予約については、枠外の提供会員とのマッチングによる調整で対応。 ③多機能性を活かした支援 地域子育て支援拠点の多機能性（相談機能、利用者支援機能）を活かし、利用前に預ける不安への相談対応や利用後のフォローや他の支援の場つなぎ等、預かりだけでなく、保護者が抱える困りごとに丁寧に向き合いながら、支援を展開 ④地域子育て支援拠点への副次的な効果 ・拠点利用につながらない層への新たな拠点の入口としての役割 ・特に育児疲れを抱え、専門的な支援が必要な保護者を区へつなげたり、区からも乳幼児健診等の場で利用導入案内等、拠点と区の双方向の有機的な連携強化 ・預かりを行う提供会員の人材育成や定着支援の場としての効果</p>
提案内容 ・ 概算額等	地域子育て支援拠点事業委託費：■万円 （内訳：提供会員謝金■万円、事務処理アルバイト人件費■万円、初度調弁費■万円、調査費■万円）
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応
局事業名	地域子育て支援拠点事業
所管局課・担当者	こども青少年局子育て支援課 矢原係長

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課	
担当者名	矢原・成田	TEL	671-4157

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	<p>乳幼児人口がいまだ増傾向にあり、他区に比して横浜子育てサポートシステムによる預かりのニーズが突出して高い港北区において、その量的質はもちろん、本提案の実施による支援の質の向上は、喫緊の課題であると考えます。 適切な支援につなぐ役割をもつ地域子育て支援拠点でニーズの高い「預かり」を行うことで、預かり自体の支援効果が期待できるだけでなく、全市で課題となっている「支援の有用性を知らず、利用に結びつかない親子への積極的なアプローチ」としても、本提案は効果的手法と考えます。 周囲の支えなく子育てをする家庭が増える中、地域子育て支援拠点の強みである「当事者性」を最大限に活かし、親子に寄り添った支援を行うことで、「顕在化したニーズに適切に応える」ことはもちろん、親自身も気づいていない支援ニーズへの早期対応も期待できます。横浜市版子育て世代包括支援センターによるポピュレーションアプローチの展開という面からも、推進が必要な事業と考えます。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名: こども青少年局

港北区: こども家庭支援課
担当: 竹松 TEL: 540-2305
共通区: 西区、港南区、旭区、青葉区、泉区

継続年数: 新規 添付資料

Main proposal form with columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for 'Public childcare environment improvement' and 'Local needs and solutions'.

局回答内容

こども青少年局 保育・教育運営課
担当: 稲村 TEL: 671-2396

Response table with columns: 対応の有無, 対応する, 既存の事業で対応する. Includes '対応する場合' and '対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

港北区		こども家庭支援課	
担当者名	竹松	TEL	540-2305
共通区	磯子、港南、中、緑、都筑、青葉		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
3	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	公立保育所の環境整備の推進②（ソフト面）
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 港北区では年々、保育所の申請率が上がっており、保育ニーズが高い状況が継続しています。今後も新設保育所の増加が一定程度見込まれる中で、保育の質の維持向上のために、民間保育所の支援や障害児の受け入れ、地域子育て支援など、公立保育所に求められる役割や機能がさらに増えていくことが見込まれます。また、新規の民間保育所等が、他の民間保育所の園長との情報共有の場を求めていることもあり、ネットワーク専任保育士が保育所同士の交流の場を作る一方で、公立保育所の園長が他保育所の相談窓口となって民間保育所の支援等を実施しています。そのような役割を果たすためには、事務業務や清掃業務など、園長や保育士にかかる負担を軽減し、保育業務に注力する環境を整えることが必要です。
		◇地域ニーズ等の収集手段 ■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()
		◇区民からの具体的な要望 -
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 現在、公立保育所については、一時保育事業の事務補助として、アルバイト事務員が週に一度、各保育所で4時間程度従事しております。そのため、保育所の運営において、日常的に行っている発注業務や、入力作業、清掃業務など、定常業務に必ずしも対応できていない状況です。一方で、区としては園長の事務業務の負担軽減に向けて、業務マニュアルの整備や、PC設定のサポート等を実施していますが、現在の業務量と体制においては、区役所として支援できるマンパワーに限界があり、対応に苦慮しているところです。
		◇課題解決のための方策 保育士負担を軽減し公立保育所機能を拡充するために、 ● アルバイト事務職員の雇用に係る協議内容の見直し（実態に応じた事務アルバイト職員の雇用枠の新規設定） ● 各保育所で実施している清掃作業等の外部委託（作業所、シルバー人材センター等）
		提案内容 概算額等
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	市立保育所運営費	
所管局課・担当者	こども青少年局保育・教育運営課 大槻係長	

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育運営課	
担当者名	大槻	TEL	671-2396

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 市立保育所における事務の業務繁忙、環境整備業務は、課題であると認識しております。一方で、区こども家庭支援課と保育所との間での事務分担や手続きが、各区で異なることによる事務の煩雑化などの課題があります。令和2年度に、保育補助アルバイトについては、環境整備に特化した業務の実施を試行的に行うとともに、一部園での環境整備業務の委託を行います。これらの結果を踏まえ、今後、区局で、保育所の業務の整理を行い、市立保育所における事務及び環境整備業務についての、より良い執行体制を検討していきます。	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	港北区		こども家庭支援課	
		担当者名	渡邊	TEL	045-540-2319
		共通区	西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、旭区 ※戸塚区(提案内容②のみ)		
		継続年数	新規	添付資料	

番号	提案種別	項目
11	予算関連	産前産後ヘルパー派遣事業の申請手続きの簡略化
	制度関連	
地域のニーズと解決策		<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 港北区では、産前産後ヘルパー派遣回数が年間約1,800件で、17区平均値は450件程度で、約4倍。 ※出生数：港北区/17区平均値は、約2倍 母子保健コーディネーターの配置後は、相談支援機能が強化され、丁寧なサービスへのつながりができたことで増加傾向がさらに高まっている。 <p>一方で、利用申請にあたっては、産後すぐの慌ただしい時期に、「事業者との利用調整」や「複数回の来庁による申請」など事務手続きに負担感があり、<u>利用を検討しているが利用に結びつかない層が一定数いることが考えられる。</u></p> <p>また、中期計画政策23「全ての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援」では、産前産後ヘルパーの派遣回数が2017年度比で計画し1.3倍の見込みとされており、初期段階における母子への支援の充実については、具体的な利用促進策や事業者参入策が求められている。</p> <p>◇産前産後ヘルパー市派遣回数 2017年度：9,340件 2018～2021年度計画上の見込数(年度平均)：12,225件(2017年比1.3倍)</p> <p>産後利用対象者については、「出産後5か月未満で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯」とあるが、当該事業をリスクの高い方に特化した支援ツールとして限定的に捉えておらず、全ての産婦に予防的支援のツールとして展開していくべきと考えている。</p> <p>港北区では、身近なところの支えがなく夫婦だけで産後を対応しなければならない世帯も多く、予防支援のツールとして展開していくために、利用者にとって使いやすい仕組みを構築していく必要があると考える。</p> <p>参考：「周囲からの支え(育児の手伝い)がない」と回答した子育て中の区民が4割弱と多い(市全体2割弱) ※28年度港北区区民意識調査</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■1 日常の窓口対応等 □2 市民からの提案等 □3 地区担当制 □4 地域懇談会等 ■5 区民アンケート □6 区民要望 □7 関係団体からの要望 □8 その他()</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>事業を認知しているものの利用しない区民からは、「手続きの簡略化」を求める声が多い。 4か月健診時での産前産後ヘルパー事業のアンケート結果(30年12月～31年1月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産前産後ヘルパー派遣の非利用者でも8割が事業を認知 既利用者及び非利用者ともにほぼ全員が「事業が産後の助けとなる」と高評価 非利用者が重視する事項のうち4割が「<u>手続き方法の簡易さ</u>」を回答 非利用者の全員が「インターネットによる申し込み方法があれば利用する」と回答 <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>○区政運営方針 3地域で支えあう福祉・保健のまちづくり(子育て支援の充実) 妊娠期から学齢期まで切れ目ない支援の実施 ○具体的取り組み ・母子保健コーディネーター配置による妊娠期産後支援の強化 ・産前産後ヘルパーに関するアンケート調査の実施 ・局所管課への手続き簡略化(電子申請による対応)の提案</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>補助券交付方式への変更</p> <p>①利用申請者に対しては、登録事業者であればどの事業者でも利用可能な補助券を交付する。 効果→1回のみの申請方式に変わり、ヘルパー派遣事業者との利用調整が簡便で、事業者の変更手続きも必要なくなる。</p> <p>②郵送または電子申請による申請を可能にする。 効果→利用者の利便性の向上、事務手続き負担の軽減</p> <p>③ヘルパー派遣事業者は、補助券によりこども青少年局へ費用請求 効果→事業者の請求事務の簡便化→事業参入促進</p> <p>手続きの煩雑さで利用をためらっていた層の利用が促進され、より多くの世帯に産前産後ヘルパーが利用される機会を作り、生後5か月未満の期間における育児不安の軽減につながる。また、利用者への区からのその後のフォロー確認等、事業者との連携により産前産後ヘルパーを活用して、支援の質を高めていきたい。</p>
提案内容・概算額等	<p>【提案内容】 産前産後ヘルパー事業の申請手続きの簡略化(補助券交付方式による申請手続きの変更)</p> <p>【概算額(18区分)】 補助券綴印刷費：■千円(補助券綴り)×1,500名(年登録見込人数) = ■千円 郵送費：■千円×1,500×0.8(郵送による申請率) = ■千円 計：■千円</p>	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	産前産後ヘルパー事業	
所管局課・担当者	こども青少年局こども家庭課 谷川係長・中島係長	

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	齊藤	TEL	671-2452

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、子育て世代包括支援センターを設置し妊娠期からの切れ目のない支援を目指しており、本事業もその一環と考えています。産前産後ヘルパーの利用申請は妊産婦の状況を詳細に把握できる貴重な機会であるため、その後の支援につなげていくためにも申請時点の状況把握は必須であると考えています。 一方で利用申請時や変更申請時の手続きの煩雑さが利用者の負担となっていることは局としても課題として認識しており、負担を軽減するための手続き方法の見直しについては検討していきます。 <p>◇対応する場合の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時に事業者を指定しない方法にすると、事業者側はいつ利用申し込みがあるかが予測できず、ヘルパーの確保が難しくなり、増加するニーズに対応できなくなる可能性がある。 	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	温暖化対策統括本部
------	-----------

緑区		区政推進課	
担当者名	高西	TEL	930-2217
共通区	港北区、栄区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目	
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	SDGsの視点に立った持続可能な農業に資するまちづくり検討	
	制度関連 <input type="checkbox"/>		
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 ○小山町の課題を考える会 (H26～) ・ 地区内農業者の高齢化や後継者不足による不耕作地の増加 ・ 新たな定住者が少なく、年少人口が減少：▲31.2% (H22→H27) (緑区全体は▲4.8%) ・ 町域全体が調整区域で生活利便施設がなく、日常生活が不便 ⇒農業の継続、農地の維持、地域コミュニティの維持への危機感 ○土地利用に関する規制 ・ 農振農用地区域及び市街化調整区域における土地利用制限	
		◇地域ニーズ等の収集手段 <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
		◇区民からの具体的な要望 地域コミュニティの維持や農業の継続・活性化に向けた土地利用誘導を計画的に行う方策 (農業者が農地に近接して生活するための住宅や生活利便施設、市民農園付帯施設、直売所、加工所、農家レストラン等の整備に向けた手法の提案) を検討して欲しい。	
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 ・ 都市計画マスタープラン・緑区プラン「緑区まちづくり計画」 ：2-1-(1)水辺の緑のまちづくり方針- (まちづくり方針) 農地の保全・活用 ・ 令和元年度緑区運営方針：みどりの魅力あふれるまち - 地域の現状を踏まえたまちづくり ・ 平成24年度より小山町自治会及び小山町の課題を考える会による活動の支援を実施 (コーディネーター派遣、アンケート調査実施、課題整理等)	
		◇課題解決のための方策 ・ 農用地区域の周辺部の市街化調整区域における計画的な土地利用誘導及びそのためのまちづくり手法について、庁内検討を実施 ・ 農業の継続・活性化が実現することが、郊外部の農景観の保全や地域経済の活性化、地域コミュニティの維持にも寄与することから、検討にあたっては、農業施策とまちづくり施策の連携・連動を図る	
		提案内容 ・ 概算額等	検討調査費 3,000千円
		参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応
局事業名	SDGs未来都市推進プロジェクト事業		
所管局課・担当者	温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課 小林係長		

◆局回答内容

温暖化対策統括本部		SDGs未来都市推進課	
担当者名	小林	TEL	671-4107

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けた大切な取組です。SDGsデザインセンターに参画している事業者との連携などで参加します。	
	◇対応する場合の課題 地域の合意形成や政策面の整理段階から温暖化対策統括本部が所管局として関係各局区を取りまとめることは難しいと考えています。事業者との連携検討など関連局としての参加は可能です。	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局
------	-------

緑区		福祉保健課	
担当者名	青木	TEL	930-2352
共通区	神奈川区、南区、金沢区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
2	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	区と健康福祉局とのWEB会議の実施
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑区福祉保健センターは、令和元年度は医師配置はなく、局並びに他区の応援医師を毎月依頼し派遣を受けることで検診、検査、カンファレンス、感染症対応を行っている。 ・特に突発的に発生する感染症対応は、区のカンファレンス終了後に局医師や感染症担当への電話相談を行っているが、近年、医師の判断が必要な案件が多くなり迅速な対応に苦慮している。 ・引き続き公衆衛生医師の確保に尽力してほしいが、今後も育児休業などさまざまな理由で各区で医師の不在が生じる可能性もあり、医師不在時に健康福祉局健康安全課医師や感染症担当者と緊急対応時に一緒にカンファレンスができる、インターネット回線を使用した会議環境の確保を要望する。また健康福祉局健康安全課に医師不在区の要請に対応できる体制の確保を要望する。 	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（業務上の必要性から）	
	◇区民からの具体的な要望	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。		
緑区区政運営方針：「安全安心なまち」…また、災害対策本部機能の充実、食の安全、感染症予防・対応等に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。 ・局と調整しながら医師不在の中で健康危機管理対応を進めてきたが、医師の負担：移動時間（関内から40分、往復で1時間半以上）もあり、即時対応には制約が大きい。		
◇課題解決のための方策		
・局健康安全課と、区の健康づくり係等をインターネット回線を活用したWEB会議でカンファレンスができる環境を整え、健康危機管理に迅速に的確な判断・対応ができる体制をつくる。医師不在区で先行的にモデル設置を行う。 ・カンファレンスは疾病等の個人情報を含むため、執務室内の職員の自席ではなく会議室で情報漏えいが生じない場所を選定する。 ・横浜市が進めているWEB会議は、区では機器は総務課からの貸し出し制であり、突発的なカンファレンスには対応できないため、モデル実施区（医師不在区）にはカンファ実施スペースにYCAN接続配線をして端末を増配置する。		
提案内容・概算額等	・モデル事業として、医師不在区と健康福祉局健康安全課にインターネット回線を使用した双方向会議ができる環境を整備する。 ・モデル事業概算費用 約100万円(1か所50万円×2)：YCAN接続端末2台20万円、PC用広角カメラ2台10万円、マイクセット8台16万円、会議室へのYCAN延長費用2か所40万円ほか	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	健康福祉局健康安全課 船山課長・内木係長	

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	内木	TEL	671-2463

対応の有無	対応しない	制度化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	届け出受理時からカンファレンスでの方針決定時まで、必要時迅速に健康づくり係職員から健康安全課に電話相談が行われており、積極的疫学調査の方針決定や実施に対応しています。また医師についても相談や出張により対応しています。適宜カンファレンスに参加するなど、健康安全課の医師が引き続き支援していきます。WEB会議については、緊急事態に対応するツールとして運用を研究していきます。	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	
	毎年度の人員配置により医師不在区やその数は変動する 新市庁舎におけるWEB会議実施体制を踏まえて対応する必要がある	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	健康福祉局
------	-------

緑区		福祉保健課	
担当者名	青木	TEL	930-2352
共通区	南区、金沢区、港北区、都筑区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
3	予算関連	<input type="checkbox"/>
	制度関連	<input checked="" type="checkbox"/>
		健康危機管理応援体制の構築
		◇地域の課題、基礎データ等
		・2020年のオリンピック・パラリンピックや、グローバル化に伴う輸入感染症などの大規模発生も懸念される中、1区3~4名の健康づくり係保健師で、短期間に数十名を超える接触者の健康観察(架電)等の調査の実施は、通常の業務に支障がでることは明らかで、迅速な対応のために組織的な応援体制づくりが必要である。 ・一例として、H30.1より麻疹、風疹の5類感染症の対応(健康観察対象者の把握強化)が変更になり、特に感染力の強い麻疹については、流行に伴い短期間のうちに連絡調整を行う健康観察対象者が数十人になることも生じるようになった。麻疹は、発病までの期間が短く空気感染により感染が広範囲に拡大しやすい特徴から、即時対応が求められている。 ・一方でいつ、どのような頻度、規模で発生するか予測できない感染症のために各区に十分な人員配置をすることは困難であり、局職員の配置状況からも局単独での応援体制を組むことは困難である。
		◇地域ニーズ等の収集手段
		<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 ■8 その他(業務上の必要性から)
		◇区民からの具体的な要望
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。
		緑区区政運営方針:「安全安心なまち」…また、災害対策本部機能の充実、食の安全、感染症予防・対応等に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。 ・健康危機管理対応は発生時には優先順位が高く、通常業務に支障が少ないように日常的に事務職員と一緒に業務を分担して進める対応をしているが、職制による限界もある。
		◇課題解決のための方策
		・災害時とは別の、感染症等が大規模に発生し集中的な対応が必要な場合は、健康福祉局から医師派遣があるが、局区職員(保健師含む)の応援は「横浜市職員庁内応援規程」によるため、緊急な感染症の即時対応は難しい。 ・方面別のブロック化などを検討して、一定の基準を定めた患者数・接触者数等が発生した場合、保健所(健康福祉局)と調整した主管区による指揮命令系統のもとで、局及び周辺区の職員等が迅速に応援に行き対応できる仕組み、「健康危機管理緊急対応庁内応援規程」を作成し、保健所長判断で応援を決定できる基準等を整理する。又は既存の「職員庁内応援規程」に項目と即時決定できる基準を設ける。 ・ブロック制をとった場合に、1ブロック全域に患者集中した状況下では、別ブロックから職員応援ができる仕組みをつくる。
提案内容・概算額等		・健康危機管理緊急対応に関する庁内応援規程の作成 ・大規模感染症等発生時の応援基準等の作成
参考:区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		
所管局課・担当者		健康福祉局健康安全課 内木係長

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	内木	TEL	671-2463

対応の有無	対応しない	制度化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	麻しんの全数調査は法改正により平成27年から対応しており、また、感染性胃腸炎等その他の感染症の大規模事例や重大事例に対しても、区内の応援体制や局職員の応援により対応しています。しかし、さらなる大規模事例等への対応については課題もあるため、今後も各区の体制の状況に配慮し、案件に応じて、健康福祉局で必要な応援体制を検討します。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	温暖化対策統括本部
------	-----------

青葉区		総務課	
担当者名	老松	TEL	978-2213
共通区	神奈川区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
2	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	大規模災害時における区庁舎及び地域防災拠点の非常用電源確保
	制度関連 <input type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<p>【現状】 地震において、市域で震度5強以上が発生した場合、青葉区の区災害対策本部及び地域防災拠点が開設されます。大雨において、気象警報等が発表された場合、青葉区の区災害対策本部等が開設されます。</p> <p>【課題】 地震や大雨などの大規模災害の発生により、電源が消失すると、区災害対策本部及び地域防災拠点の運営が出来なくなり、区民の命を守るための行動に大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、同様の課題を抱えている区が他にもあります。</p>	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望	
	<p>区庁舎や地域防災拠点が被災した時でも、ホームページやメール、メディア等を通じ、災害・避難情報を適切に発出してほしい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。		
<p>青葉区は、大規模災害時の区本部や地域防災拠点の運営のためには、非常用電源の確保が必要で、その対策として、VPP構築事業を導入し、蓄電池の設置を計画しております。とりわけ、全地域防災拠点の情報を集約する区災害対策本部の電力確保を優先的に実施したい。</p>		
◇課題解決のための方策		
<p>区庁舎へのVPP構築事業による蓄電池の設置は、スペースの確保が可能である見込みなどから、早期の対策ができ、止水版の設置や区庁舎電気設備等の移設又は新設などの対策と比較し、少ない期間と予算で対応できます。また、港北区庁舎で区庁舎の洪水浸水時の非常用電源確保対策として、令和元年度にVPP構築事業を導入することから、青葉区庁舎にもVPP構築事業を活用した蓄電池を設置することで、大規模災害時の非常用電源を確保したい。</p>		
提案内容・概算額等	区庁舎へのVPP構築事業導入に伴い、経常的に発生する電気料金 (約■万円/年)	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	横浜スマートシティプロジェクト	
所管局課・担当者	温暖化対策統括本部 プロジェクト推進課 名取係長	

◆局回答内容

温暖化対策統括本部		プロジェクト推進課	
担当者名	名取	TEL	671-4155

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<p>VPP構築事業の実施に必要な技術的な支援は行いますが、それに伴う経常的に発生する電気料金は施設所管局が確保するものと考え、温対本部において負担することはできません。</p>	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	経済局	青葉区		区政推進課	
		担当者名	中川	TEL	978-2216
		共通区	港南区・港北区・栄区		
		継続年数	新規	添付資料	

番号	提案種別	項目
3	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	
地域のニーズと解決策		<p>郊外部における働く場の創出</p> <p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 青葉区も2019年をピークに人口減少が始まると推計されています。 社会移動では、東京都区部への転出超過が多くなっています。 市外転出の一番のきっかけは、「就職・転勤など仕事のため」が最も多くなっています。 昼夜間人口比率は、郊外部の区で低く、特に青葉区は18区で一番低くなっています。青葉区では、就業地における東京都の割合が非常に高くなっています。 郊外部における働く場の創出に係る誘導策は、現行では企業立地支援策がありますが、業種や規模の制限等で助成の対象が限定されていること等により、郊外部の区に立地を検討する企業があっても活用できない場合があります。 良好な住環境を維持することを前提とする中で、働き方改革にも資する多様な働く場の創出に向けた誘導策を検討・確立する必要があります。 <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望</p> <p><input type="checkbox"/> 8 その他 ()</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>令和元年度実施の区民意識調査の就業意欲に関する設問において、青葉区内で働きたい・起業したいという回答が約5割(「条件があれば」という回答を含む)となっています。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>民間事業者との協働により、セミナーや交流・相談の場を設けるなど、地域における起業等の支援に取り組んできています。(区運営方針)</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>郊外部の区における働く場の創出は、社会的にニーズが高まっている「職住近接」に寄与するとともに、東京都区部等への転出超過の抑制にも繋がると考えられます。そこで、企業誘致の観点にとどまらず、働く場の創出に向けた誘導策を多角的に検討・確立する必要があります。</p>
提案内容・概算額等		<p>1 シェアオフィス等運営事業者に対する支援の新設</p> <p>シェアオフィスやコワーキングスペースなどの需要が高まっていることから、助成制度でシェアオフィス等運営事業者の立地に対しても新たに支援を行うことで、区内での働く場の創出につなげる。【概算額 〇〇千円】</p> <p>2 企業立地促進条例による支援対象事業の認定要件の緩和</p> <p>企業立地促進条例は、平成30年度施行の全部改正により、特定地域外における支援制度が創設されたものの、支援対象が本社・研究所・工場・研究開発型特定賃貸業務ビルに限られており、従業者数50人以上であることや立地場所等の要件が附加されている。</p> <p>郊外部の区への企業立地を促進するため、対象事業所の拡大や従業者規模の縮小をはじめ、立地場所にかかわらず事業所の立地が認められる場合には対象とするなど、支援対象事業となる要件等を緩和する。</p> <p>3 その他の郊外部における働く場の創出に係る検討</p> <p>令和元年8月に成長産業立地助成制度が拡充され、サービスオフィス特例が設けられたが、制度の運用状況をはじめ、企業ニーズや実態に応じて、継続的に支援策の拡充を検討する必要がある。</p> <p>さらに、郊外部における多様な働く場の創出については、本市の活力を維持・向上する上で不可欠であり、上記以外にも区局が連携して効果的な誘導策を多角的に検討していく必要がある。</p>
参考：区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		
所管局課・担当者		経済局企業誘致・立地課 齋藤係長

◆局回答内容

経済局		企業誘致・立地課	
担当者名	齋藤	TEL	671-2595

対応の有無	対応する	新規制度の制定を行う
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>郊外部における働く場の創出に向け、関係区と連携して地域の状況を踏まえたオフィスの立地を誘導するモデル事業を実施し、その効果検証を行います。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 健康福祉局

青葉区 高齡・障害支援課
担当者名 大林 TEL 978-2453
共通区 都筑区 鶴見区 緑区 南区 中区 旭区 金沢区 (泉区: 提案内容1,2のみ)

継続年数 新規 添付資料 O

Table with 3 columns: 番号, 提案種別, 項目. Row 16: 16, 予算関連, 重症心身障害児者や医療的ケア児者の短期入所の受入れ拡大に向けた市単加算の見直し. Content includes: 地域のニーズと解決策, 提案内容・概算額等, 参考: 区執行体制上の課題, 局事業名, 所管局課・担当者.

◆局回答内容

健康福祉局 障害支援課
担当者名 黒米 TEL 671-3821

Table with 3 columns: 対応の有無, 対応する, 既存制度の見直しを行う. Row 1: 対応する場合, 対応の内容, 重症心身障害児者等の受入れ先を確保するため、現行の市単加算制度の加算単価を見直すとともに、市外医療機関に対しても一定の条件の下に当該加算の適用を認めることとします。

横浜市障害児・者短期入所事業実施要綱

制 定 平成 15 年 4 月 1 日福障福第 71 号（市長決裁）

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日健障支第 4704 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第 5 条第 9 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年 3 月31日横浜市条例第14条）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律介護給付費等の実施等に関する事務取扱要綱（平成18年 3 月31日福障福第11651号）によるもののほか、横浜市における障害児・者の短期入所事業（以下「本事業」という。）実施のために必要な事項を定める。

（事業者の責務）

第 2 条 本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令 171 号）を満たすとともに、適切な事業の運営を行わなければならない。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、法第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定される障害者及び障害児のうち、横浜市内に居住する者とする。

（支給量及び支給期間の決定基準）

第 4 条 本事業の支給量及び支給期間は、別表 1 に定める基準によるものとする。

（適用事業所）

第 5 条 本事業を実施する事業所のうち、次条から第 8 条までの規定を適用するものは次のとおりとする。

- 2 横浜市内に住所を有する、法に基づき指定短期入所事業所として指定された事業所。ただし、障害者ショートステイセンター及び障害者地域活動ホームは対象としない。

（経費の負担）

第 6 条 法第 29 条及び第 30 条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令 523 号）に規定される本事業に係る金額のほかに、横浜市は、別表 2 - 1 又は 2 - 2 に定める額を事業者に対し負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表 3 に定める事業所には負担しない。

（医療的ケア加算）

第 7 条 横浜市は、日常的に医療的ケアが必要な利用者の支援を行った事業所に対して別表 4 に規定する額を事業者に対し負担するものとする。

- 2 前項に規定する事業所は、横浜市内に住所を有する指定短期入所事業所とする。ただし、医療型短期入所事業所は対象としない。

- 3 本加算の対象者は、歩行が困難であり、上肢の動き・寝返り・背這い等、当障害児者が動くことにより、医療器具等の管が抜ける、絡まる等の恐れがある者とし、区役所又は児童相談所で決定するものとする。

(ベッド確保事業所)

第8条 横浜市は、障害児・者の利用に供するベッド（以下「確保ベッド」という。）を確保するための取り決めを交わしている事業所に対し、その費用の一部を支弁する。

- 2 前項に規定する事業所及び費用の額は別表5及び別表6のとおりとする。

(確保ベッドの利用)

第9条 前条に定める確保ベッドの利用対象者は、保護者又は家族の疾病、虐待等により、緊急に本事業の提供が必要となった者とする。

- 2 障害児の利用について利用申請があった場合、受入施設の長は、遅滞なく当該利用者が居住する区を所管する児童相談所の長に調整を求めなければならない。

(確保ベッドの費用請求)

第10条 第8条に規定する事業所が費用を請求するときは、毎四半期分の請求書を当該四半期の終了後、速やかに健康福祉局障害支援課長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(横浜市在宅障害児・者一時入所事業実施要綱の廃止)

- 2 横浜市在宅障害児・者一時入所事業実施要綱（昭和59年5月1日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(横浜市精神障害者短期入所事業実施要綱の廃止)

横浜市精神障害者短期入所事業実施要綱(平成16年3月30日制定)は要綱統合により廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(横浜市障害児短期入所事業実施要綱の廃止)

- 2 横浜市障害児短期入所事業実施要綱(平成15年4月1日福中児第328号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(横浜市難病患者等短期入所事業実施要綱の廃止)

- 2 横浜市難病患者等短期入所事業実施要綱(平成9年10月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条)

	支給量	支給期間
短期入所が必要な場合で、 利用見込みがある場合	利用見込みがある日数	利用見込みがある期間
短期入所が必要な場合で、 利用見込みがない場合	1 か月あたり 5 日を上限 として必要な日数	「1 年」に「支給決定を行った日から当該日が属する 月の末日までの期間」を加えた期間 (ただし、支給決 定を行った日が月の初日の場合には、1 年)

別表 2 - 1 (第 6 条第 1 項)

障害者	負 担 額 (円)		
	事業所種別 1	事業所種別 2	事業所種別 3
	主たる対象を身体障害者と する事業所	主たる対象を知的・精神障 害者とする事業所	横浜市より医療型短期入所事 業所と指定をされた事業所
区分 1	5, 2 0 8	8 5 8	1 5, 0 7 8
区分 2	5, 2 0 8	8 5 8	1 5, 0 7 8
区分 3	5, 3 4 5	1, 8 1 5	1 4, 3 1 5
区分 4	5, 5 6 8	2, 0 7 8	1 3, 6 5 8
区分 5	4, 1 5 8	6 6 8	1 2, 2 4 8
区分 6	3, 0 2 8	0	1 0, 8 3 8
遷延性意識障害者			5, 4 3 2
療養介護対象者			0

注 1 利用者の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分に対し、それぞれ利用した事業所の種別に応じた額を算定する。

注 2 多機能型拠点が実施する医療型短期入所において療養介護対象者を受け入れた場合には、事業所種別 3 のうち、区分 1 から区分 6 に応じた額を算定する。

別表 2 - 2 (第 6 条第 1 項)

障害児	負 担 額 (円)	
	事業所種別 4	事業所種別 5
	主たる対象を児童として いる事業所	横浜市より医療型短期入所事業 所と指定をされた事業所
区分 1	2, 5 6 8	1 5, 0 7 8
区分 2	4, 0 7 7	1 3, 9 8 7
区分 3	3, 0 6 8	1 2, 2 4 8
遷延性意識障害児		5, 4 3 2
重症心身障害児		0

注 1 利用者の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分に対し、それぞれ利用した事業所の種別に応じた額を算定する。

注 2 多機能型拠点が実施する医療型短期入所において重症心身障害児を受け入れた場合には、事業所種別 5 のうち、区分 1 から区分 3 に応じた額を算定する。

別表 3 (第 6 条第 2 項)

対象外とする事業所
神奈川県が設置した事業所
横浜市が設置した事業所

別表 4 (第 7 条第 1 項)

医療的ケア加算	1 回あたりの負担額 (円)
区分共通	4, 2 0 0

別表 5 (第 8 条第 2 項)

事業所	利用対象者	対象床数	補助額 (円/日)	算定方法
十愛病院	障害者	1 床	4, 3 9 0	補助額×利用可能日数

別表 6 (第 8 条第 2 項)

事業所	利用対象者	対象床数	補助額 (円/日)	算定方法
くるみ学園	障害児	1 床	8, 0 8 0	補助額×非稼働日数

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Header information table including '青葉区', '子ども家庭支援課', '担当名 佐々木', 'TEL 978-2428', '共通区 旭区、緑区', '継続年数', '新規', '添付資料'.

Main proposal form table with columns for '番号', '提案種別', '項目', and '内容'. Includes sections for '地域のニーズと解決策', '提案内容・概算額等', and '参考：区執行体制上の課題'.

◆局回答内容

Response header table with '子ども青少年局', '保育・教育運営課', '担当名 大熊', 'TEL 671-4464'.

Response content table with columns for '対応の有無', '対応する', '予算対応する', and '対応しない場合'.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	子ども青少年局	青葉区		子ども家庭支援課	
		担当者名	大木	TEL	978-2456
		共通区	保土ヶ谷区		
		継続年数	新規	添付資料	

番号	提案種別	項目
19	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input checked="" type="checkbox"/>
地域のニーズと解決策		<p>産後母子ケア事業の事務改善及びショートステイの日数延長</p> <p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>●結婚年齢が年々上がっていくとともに、初産年齢も上がり、その両親も高齢化し、出産後の支援を受けることが難しい状況となっており、産後母子ケアのショートステイのニーズが年々増加している。</p> <p>【横浜市】 H29:199件 (1037日) H27:96件 (512日) 【青葉区】 H29:13件 (66日) H27:5件 (28日) 【ケアを利用している年齢層】 22歳 (シングル) ~44歳(40歳以上:4名) 【利用月齢】 生後5日から1か月28日</p> <p>●利用の手続きが出産後に区役所への申し込みとなり、保健師が妥当と判断した場合のみ利用可能となる事業であるため、利用者も対応する職員も緊急での対応を迫られる。他都市同様に、利用者が利用施設への直接申し込みとし、また妊娠後期から予約制にするなど制度を改善することが求められる</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p>■ 1 日常の窓口対応等 ■ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>●川崎市や世田谷区のように直接施設への利用申し込みとしてほしい。また、妊娠中に事前予約ができるようにしてほしい ●利用日数を増やしてほしい</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>○区政運営方針 「あおば子どもシステムの推進」～子育てしやすいまちづくりの推進、発達段階に応じた育児支援～ ○区での具体的支援 出産後退院直後からのショートステイ利用、デイケアやヘルパー利用を勧め母体の心身の回復を図るとともに、育児手技等支援の必要な養育者には、育児支援訪問員の導入や保健師の家庭訪問などで対応している。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>1 手続きの簡便化について 2 利用日数延長について 希望すれば日数をさらに7日程度増やせる。(産後出産病院等での期間を含め、20日程度母子がケアを施設で受けられ、心身共に安定した産後を過ごすことができる。)</p>
提案内容・概算額等		<p>1 手続きの簡便化について 妊娠後期から区役所での事前予約として、利用開始については利用施設と利用者が直接行う。</p> <p>2 利用日数延長について 最大7日間延長でき合計14日間の利用可能とする。 (利用者負担の増額などの検討含める。)</p> <p>【参考】 <1泊2日>川崎市:■■■■円 文京区:■■■■円 世田谷区:■■■■円 (1泊ごと■■■■円増)</p>
参考:区執行体制上の課題		現行の体制で対応
局事業名		横浜市産後母子ケア事業
所管局課・担当者		子ども青少年局子ども家庭課

◆局回答内容

子ども青少年局		子ども家庭課	
担当者名	相山、中島	TEL	671-2455

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<p>・本市は子育て世代包括支援センターを設置し妊娠期から切れ目のない支援を目指しており、本事業もその一環と考えています。産後の母親のセルフケア能力をサポートし、在宅での育児が自立して行えるよう、本事業を長く利用するのではなく、各種在宅生活を支える母子保健サービスを利用しながら支援することが必要と考えています。</p> <p>・産後間もない時期の手続きが利用者負担であることは課題と認識しており、申請時期や手続の見直しについて検討を行います。</p>	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

Header information table including '都筑区 総務課' and '所管局名 総務局'.

Table with '継続年数 3年' and '添付資料'.

Main survey form table with columns for '番号', '提案種別', '項目', and '内容'. Includes sections for '地域ニーズと解決策' and '提案内容・概算額等'.

◆局回答内容

Response header table with '総務局 緊急対策課' and '担当者名 有賀、齊藤'.

Response content table with columns for '対応の有無', '対応しない', and '対応する場合'.

防災用スピーカー システム概要(イメージ)

① 都筑区役所



河川の水位情報などから避難勧告等の避難情報の発令を判断

※防災用スピーカー設置場所

早淵川流域(1. 中川中学校、2. 東山田地域ケアプラザ、
3. 早淵3丁目こどもの遊び場、4. 勝田会館、
5. 大棚町公民館、6. 早淵かなりあ公園)

鶴見川流域(1. 新川向橋土木事務所資材置き場、2. 日東樹脂工業屋上、3. 川内自治会館、4. 川向しものや公園、
5. 佐江戸公園)

② ※防災用スピーカー(区内:計11基) 早淵川流域:6基 鶴見川流域:5基



・総務課執務室内からインターネット回線で遠隔操作が可能
・サイレン吹鳴および音声放送により避難情報を伝達する。
※現地において、直接操作を行うことも可能

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局	戸塚区		総務課		
		担当者名	本田	TEL	866-8307	
		共通区	鶴見区			
		継続年数	新規	添付資料		

番号	提案種別	項目	
1	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	即時避難勧告対象区域における緊急時情報伝達システムの導入	
	制度関連 <input type="checkbox"/>		
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 現在、試行運用中の緊急時情報伝達システムの運用は、登録の対象者が自治会町内会長であり、即時避難勧告対象区域の世帯には自治会町内会長を介して情報を伝達します。しかし、自治会町内会の中には30を超える世帯数が対象となっている区域もあり、現実的には各世帯へ伝達できていません。エリアメールにより、携帯電話を保有している世帯は情報を得られますが、固定電話しかない世帯は、何も情報が得られない状況です。そして、当該世帯は高齢者世帯が多く早い段階で避難行動が必要となります。しかし、現行の方法では、迅速な情報伝達ができない。さらには、情報が届かないという非常に危険な状態にあります。	
		◇地域ニーズ等の収集手段 ■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 ■ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()	
		◇区民からの具体的な要望 不在で緊急時情報伝達システムの連絡を受けられないこともある。対象世帯数が多く伝達に時間がかかることや、すべての対象世帯に伝達できていない。個人に情報伝達を行って欲しい(自治会町内会長)。私の家には固定電話しかないの、電話連絡でないと情報が受けられない。なるべく早く言ってもらえると助かる(即時避難勧告対象区域の住民)。	
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 現行の緊急時情報伝達システムの運用により、各自治会町内会長を登録者として即時避難勧告対象世帯に対して、情報の伝達をお願いしています。また、即時避難勧告対象区域の世帯に対して啓発活動を行い、気象情報等の収集方法や避難行動の必要性を伝えていきます。なお、現行のシステム運用で登録していない自治会町内会長の枠を活用して、一部の即時避難勧告対象区域の住民に対しても登録を促し、情報発信を行っています。	
		◇課題解決のための方策 即時避難勧告対象区域に住んでいる世帯に対し、緊急時情報伝達システムの登録を促します。このことにより、自助(自らの命は自らが守る)となる避難行動のスタートの情報を即時勧告避難区域の住民に直接、迅速に伝えることができます。また、現行と同じく自治会町内会長へも情報を伝達を行います。避難勧告等、避難行動が必要となっている状態を個人と地域とが共有することで、自助と共助の協力体制を構築し、風水害に対する逃げ遅れゼロの促進を図ります。	
		提案内容・概算額等	緊急時情報伝達システムの運用方法を効果的な活用方法に変更します。 【概算額】 現在、約630千円(200世帯)→約730千円(400世帯)
		参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応
局事業名	緊急時情報伝達システム		
所管局課・担当者	総務局緊急対策課 伊藤係長		

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	伊藤	TEL	671-3458

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 平成29年度から各区で運用している試行事業の結果総括を受け、令和元年度予算をベースとして各区の実情に応じて事業が継続できるよう、予算を「個性ある区づくり推進費」へ移管します。	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局
------	-----

戸塚区		総務課	
担当者名	伊藤	TEL	866-8307
共通区	神奈川区、南区、港南区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
2	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input type="checkbox"/>
	地域防犯拠点におけるコンサルタントの導入	<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>現在、地域防災拠点運営委員会（以下、拠点と表記）は地域が主体となり、活動を行っています。日頃の活動に対する支援は、防災参与や区の危機管理担当を通して行っています。しかし、防災参与では防災に関する専門知識を持たないため、運営や訓練に対する助言や評価が困難です。また、区内には35箇所の拠点があるため、危機管理担当が継続的に各拠点の活動を支援・評価することも困難な状況です。</p> <p>横浜市における大規模地震発生確率が上昇している中、共助の要となり、地域に対する公助の発信地となる拠点の知識及び能力向上は、早急に取組むべき課題です。自らの業務や異動の関係により時間的制約のある防災参与や、少人数の危機管理担当だけでは困難な各拠点に対する手厚い支援と状況把握が必要だと考えます。</p>
		<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>防災参与が拠点から、訓練のコーディネートを頼まれるなど、要望を受けています。また、今年度から区独自事業として防災の専門家を地域に派遣する「戸塚区地域防災アドバイザー派遣事業」を実施していますが、申請の受付開始から2週間で12件の申込みをいただくなど、地域も専門家の必要性を感じていると考えます。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <p>防災参与による支援や、防災参与で対応しきれない場合は危機管理担当が拠点の会議に出席し、助言等を行っています。 また、区独自事業として地域に防災アドバイザーを派遣する事業を令和元年度から実施しています。</p> <p>◇課題解決のための方策</p> <p>地域の方々、必ずしも防災に関する専門知識を持っているとは限りません。いくつかの自治体（※）では、そのような課題を解決するために、外部の専門家を活用し、地域の防災力向上を行っています。</p> <p>区においても希望する一部の拠点運営委員会に、防災の専門知識を持つコンサルタントを派遣することで、拠点運営委員会に参加する地域、学校、防災参与の知識及び能力の向上を図ります。</p> <p>※さいたま市、東京都港区など。国の中央防災会議（平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）においても専門家による支援の実効性が認められています。</p> <p>1 希望する拠点にコンサルタントを派遣 希望する拠点に防災の専門知識を持ったコンサルタントを派遣することで、より手厚い運営支援を行います。</p> <p>2 到達目標 「地域防災拠点開設・運営マニュアル」中の「生活基盤の形成」部分における知識の習熟及び円滑な活動を目標（以下、目標と表記）とし、コンサルタントによるコーディネートを行います。</p> <p>3 コンサルタントの業務 コンサルタントは希望する拠点の会議及び訓練に参加し、その拠点の課題や利点などの現状分析を行います。 分析結果を踏まえた上で目標達成のためのコーディネートを行います。 年度の終わりには年間の活動・分析結果を区に報告します。</p> <p>4 モデルケースの展開と継続的支援 コンサルタント派遣を実施した結果、目標に到達できた拠点についてはモデルケースとして事例紹介等を行うことで、他拠点の運営能力向上につなげます。 今後も継続的な支援が必要だと考えられる拠点については、翌年度以降も継続的にコンサルタント派遣等を行い、より一層の運営能力の向上を図ります。</p>
提案内容・概算額等	<p>地域防災拠点コンサルタント委託 単価はコンサルタント及び報告書作成費用の計です。※税抜</p> <p>@47千円×5拠点（概算契約※1）×4回（概算契約※2）＝940千円</p> <p>※1 希望する拠点数に変動があるため、概算契約とします。 ※2 拠点により1年間の会議開催日数が違うため、概算契約とします。</p>	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	総務局地域防災課	

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	井上・吉澤	TEL	671-2011

対応の有無	対応しない	予算化見送り
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<p>地域防災拠点運営委員会への支援は、地域防災拠点の機能強化にもつながり大変重要なことだと思います。地域からの様々なニーズがある中で、本年度戸塚区で実施する「地域防災アドバイザー派遣事業」などの実績を参考とさせていただき、手法や効果の検証が必要だと考えます。危機管理室としても、区や拠点の独自の取組事例や訓練メニューを共有し、区役所と地域防災拠点がより一層連携して地域防災力の向上に取り組めるように努めていきます。また、今後の検証にあたっては、防災・減災推進研修支援編のアドバイザー派遣も参考にしていきます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>検証した上で慎重に検討する必要があります。</p>	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

戸塚区		福祉保健課	
担当者名	上田	TEL	866-8424
共通区	西区、中区、南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、栄区、瀬谷区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目
11	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input checked="" type="checkbox"/>
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<p>地域ケアプラザにおいて事務処理ミス等の事件・事故が発生した場合、その都度当該地域ケアプラザに対して、再発防止に向けた施設内での情報共有と対応策の検討を求めています。区においても各地域ケアプラザへの指導や研修等の取組を実施していますが、発生件数の減少にはつながっていません。</p>	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（地域ケアプラザ業務対応等）	
	◇区民からの具体的な要望	
	<p>事故後の利用者への謝罪・説明のなかで大きな苦情にまで発展したケースは報告されてはいますが、利用者としては当然再発防止を望んでいるものと考えます。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。		
<p>地域ケアプラザ所長会において、地域ケアプラザで発生した事故等の情報共有・注意喚起を行うとともに、平成31年度はすべての地域ケアプラザに出向き、個人情報の取扱い研修を実施しています。また、事務処理ミス等及び事件・事故発生時には、総務局コンプライアンス推進課が定める事務の流れに沿って適切な対応を行っています。</p>		
◇課題解決のための方策		
<p>同様の事件・事故事例は他区でも多く見受けられることから、18区共通の取組とすることが有効と考え、次の方策を提案します。実施内容については区局のプロジェクトで検討し、事務局は所管局が担当することとします。</p> <p>1 事務処理ミス等及び事件・事故の事例分析、対応策・再発防止策の検討 2 地域ケアプラザを対象とした研修の実施（研修テキストの作成を含む） 3 地域ケアプラザに係るコンプライアンス案件についての判断基準の平準化</p>		
提案内容・概算額等	<ul style="list-style-type: none"> 原因分析・再発防止策検討（コンサルタント委託料） 2,000千円 研修テキスト作成 500千円 	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名		
所管局課・担当者	健康福祉局地域支援課 阪柳	

局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	阪柳	TEL	671-3613

対応の有無	対応する	既存の制度で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	<p>従来から各区、各ケアプラザへ通知している事故等の概要及び再発防止策等の共有を継続するとともに、区係長級及びケアプラザの所長などを入れた庁内プロジェクトを実施して、事件・事故発生の実態や課題を踏まえたうえで、その対応策について検討を行います。また、対応策の趣旨が職員一人一人に伝わるよう、より効果的な研修事例の情報提供を行う等の取組も進めていきます。</p>	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	財政局、総務局、市民局、教育委員会事務局
------	----------------------

栄区		区政推進課	
担当者名	川崎、村山	TEL	894-8331
共通区	8区：神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、緑、戸塚、泉、瀬谷		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目	目
1	予算関連	<input type="checkbox"/>	閉校の早期利用に向けた役割分担と具体的な方針等の明確化
	制度関連	<input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等	
		用途廃止した施設の後利用については、ガイドラインに沿って検討を進めることとなっていますが、学校は地域防災拠点やコミュニティハウスなど、地域の特性に応じた個別の事情を有しており、後利用検討が長期化してしまっている現状があります。	
		◇地域ニーズ等の収集手段	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（上郷東地区まちの再生・活性化委員会からのまちづくりに関する助言）	
		◇区民からの具体的な要望	
		<p>学校は、教育以外にも地域における防災・交流の核を担ってきた施設であり、子どもが少なくなって閉校となっても地域に必要な機能は存続してほしい。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月 旧庄戸中学校閉校 ・平成27年度～28年度 上郷東地区まちづくり協議会を開催し、地域の課題等をまとめた「上郷東地区まちづくり構想」を策定 ・平成29年度～30年度 上郷東地区まちの再生・活性化委員会を開催し、旧庄戸中学校の後利用等をまとめた助言を受領 	
◇課題解決のための方策			
「横浜市資産活用基本方針」や「学校統合跡地利活用促進プロジェクト」で示された課題をベースに、閉校後の利用について関係区局による全市的な視点で踏まえた方向性を検討することが必要不可欠です。			
提案内容・概算額等	①役割分担と閉校後の利用方針の明確化 ・各区局の役割分担を明確に整理し、学校の再編統合を検討する段階から個別具体的な方向性を整理する。 ②地域に必要な機能を残すための基準等の抜本的な見直し ・地域防災拠点を維持するための施設所管局の整理 ・現状の「学校施設活用型コミュニティハウス」から「条例型コミュニティハウス」への移行		
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応		
局事業名			
所管局課・担当者	財政局資産経営課：小林係長 総務局地域防災課：廣部係長 市民局地域施設課：加藤係長 教育委員会事務局学校計画課：牧野係長		

◆局回答内容

財政局		資産経営課	
担当者名	小林	TEL	671-2273

対応の有無	対応する	既存制度の見直しを行う
対応する場合	◇対応の内容	
	活用検討を進めるうえでの課題を踏まえた、より実効性の高いガイドラインの改定を進めます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

総務局		地域防災課	
担当者名	廣部	TEL	671-4358

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	後施設を地域防災拠点として指定する場合は、これまで通り、平成17年度に通知した方針（①区が地域の実状や意向を踏まえて他校への指定の変更、②要件を満たした後施設への指定、③エリアの再編等を検討し、指定の変更を行う。）の対応とします。なお、地域防災拠点の維持のためだけに総務局が施設を所管することはありません。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

市民局		地域施設課	
担当者名	加藤	TEL	671-2328

対応の有無	対応する	既存制度の見直しを行う
対応する場合	◇対応の内容	
	用途廃止した施設の後利用については、財政局のガイドラインに基づいて、関係局区で跡地全体を含めた活用方法の検討を進めるものと考えます。 なお、既存の建物を活用して学校施設活用型コミハから条例型コミハへ移行する場合、各学校の用途地域や建築基準法令等に適合させるための大規模な改修や建替え等が必要になると考えます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

教育委員会事務局		学校計画課	
担当者名	牧野	TEL	671-4173

対応の有無	対応する	既存制度の見直しを行う
対応する場合	◇対応の内容	
	財政局が進める「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」の改訂作業に教育委員会事務局としても積極的に関わり、閉校施設の後利用検討の流れや役割分担をさらに明確にしたいと考えています。 なお、統合も含めた学校規模適正化検討は、学校教育の課題解決のために行うものです。その段階から、施設の後利用を並行して検討することは、検討の長期化によって教育課題が解決できない状態が継続する可能性が高く、慎重に考えなければなりません。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局
------	-----

栄区		地域振興課	
担当者名	石塚	TEL	894-8391
共通区	全区		

継続年数	2年	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
6	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	地域防犯カメラ設置補助事業
	制度関連 <input type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 <p>現行、地域防犯カメラ設置補助事業は神奈川県補助制度に対応し、横浜市においても同一対象に補助を実施している。神奈川県では28年度からの4年計画で800台の設置を目指して事業を実施し、今年度が最終年度となっており、現時点で令和2年度以降の県制度の存続は不確定な状況にある。</p> <p>この間、平成28・29・30年度に市内256団体から559台の申請があったのに対して209団体227台と約4割の補助にとどまり、地域の防犯カメラ設置に対するニーズに対応できていないほか、昨年5月の新潟市での幼児殺害事件等をうけた防犯上の不安から、防犯カメラの設置について地域から相談を受けている状況にある。</p> <p>補助実績 H28：申請団体101 申請台数284 H29：申請団体 67 申請台数123 H30：申請団体 88 申請台数155 補助団体 60 補助台数 60 補助団体 67 補助台数 85 補助団体 82 補助台数 82</p>
		◇地域ニーズ等の収集手段 <p>■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()</p>
		◇区民からの具体的な要望 <p>地域の安全、安心を揺るがす事件が続いている中、防犯カメラの設置要望に対し、実際の補助件数が少ない。現在の補助制度に該当しても、各自治会町内会1台の設置が限度と想定され、複数年で計画的に設置する必要がある。</p>
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 <p>地域（自治会町内会等）が申請した防犯カメラに対して10分の9（神奈川県10分の5、横浜市10分の4）の補助を行う制度となっている。 （補助限度額R元：270,000円 H28～H30：324,000円）</p>
		◇課題解決のための方策 <p>神奈川県に対して現行補助制度の継続を働きかけるとともに、地域で防犯活動に取り組む自治会町内会を引き続き支援し住民の不安を払しょくするため、県が補助制度終了の判断をした場合にも、横浜市として地域の防犯カメラ設置に対する現行と同内容の補助を継続するよう、予算措置を講ずる必要がある。</p>
		提案内容・概算額等 <p>・県への地域防犯カメラ設置補助事業継続の働きかけ ・横浜市として地域の防犯カメラ設置に対する補助に関する予算措置（県の補助制度廃止の場合は市独自の補助制度構築）による、現行と同内容の補助制度継続</p>
		参考：区執行体制上の課題 <p>現行の体制で対応</p>
		局事業名 <p>地域防犯カメラ設置補助事業</p>
		所管局課・担当者 <p>市民局地域防犯支援課</p>

◆局回答内容

市民局		地域防犯支援課	
担当者名	柿崎、三國	TEL	671-3705

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 <p>地域への防犯カメラの設置補助については、すべての要望に応えられていない状況であり、地域の防犯活動の支援として補助制度の継続が必要であると認識しています。神奈川県に対しては補助制度の継続を働きかけるとともに、県の動向に関わらず、地域のニーズに応えることができるよう、従前と同様の補助継続に向け予算計上します。</p>	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名 教育委員会事務局

栄区 地域振興課
担当者名 細谷 TEL 894-8393
共通区 保土ヶ谷区、泉区

継続年数 2年 添付資料

Table with 3 columns: 番号, 提案種別, 項目. Includes details for item 7 regarding school facility maintenance and community house repairs.

◆局回答内容

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課
担当者名 辻、齋藤 TEL 671-3278

Table with 2 columns: 対応の有無, 対応の内容. Includes '対応しない場合' (Cases where response is not given) with detailed reasons.

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	こども青少年局
------	---------

栄区		こども家庭支援課	
担当者名	細井	TEL	894-8463
共通区	全区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
10	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の拡大
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策	◇地域の課題、基礎データ等	
	<p>保留児童が年々増加しており、受入れ態勢の整備が必要です。 幼稚園を活用した2歳児受入れの推進にあたって次の課題があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 給食を実施していない幼稚園では新たに外注する必要がある。 保育時間に合わせて朝・夕の人員確保が必要。6：1の配置のためにも人員確保が必要。 受入れにあたっては保育給付費相当の補助が必要。 2歳児預かりのノウハウがないため、職員が徐々に慣れる仕組みが必要。 	
	◇地域ニーズ等の収集手段	
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
	◇区民からの具体的な要望	
	低年齢児から子どもを預けて就労できる環境整備	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。		
<p>栄区の保育施設では1、2歳児の保留児童が多い一方、3～5歳児に空きが出ている状況です。そのため、今後の方針としては、小規模保育施設を整備し、3歳児以上は幼稚園等既存園の活用を推進していきます。</p>		
◇課題解決のための方策		
<p>2歳児受入れ実施園を増やすために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育給付費相当の運営費補助（課題1～3） ● 2歳児受入れにあたって準備期間を1年設け、教育時間と同程度の時間で保育を実施し、11時間保育ができる体制を整える。（課題4） 		
提案内容・概算額等	<p>幼稚園の2歳児受入れ推進事業において、受け入れ準備を含めた補助を拡充し、事業者が参入しやすい内容とすることで待機児童対策を推進します。将来的には1歳児への拡大も視野にいきます。</p> <p>概算額 20,503千円 ※1園あたり (内訳) 1園あたり運営費補助 12,253千円 開設準備費 8,250千円</p>	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	
所管局課・担当者	こども青少年局子育て支援課 眞子係長	

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課	
担当者名	木村	TEL	671-2085

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容 私立幼稚園での2歳児受入れ推進事業の新規参入を拡大するためには、安定した運営費と長時間受け入れを想定した環境の整備が必要です。 当該提案を推進し、小規模保育事業B型と同等の運営費85,300円(1人当たり/月額)の補助及び2歳児の受入れにあたり必要であると想定される開設準備費7,000千円(1園あたり)へ拡充しています。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	こども青少年局
------	---------

栄区		こども家庭支援課	
担当者名	細井	TEL	894-8463
共通区	全区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
11	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	連携施設受諾促進加算の助成継続
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 栄区では、低年齢児の保留児が多い一方、幼児は定員に空きのある施設もある状況です。今後も小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業のニーズは高いと予想され、令和3年には新たに小規模保育所が整備される予定となっています。 地域型保育事業は0～2歳児までを対象とするため、卒園後の進級先の確保が必要です。また、地域型保育事業に対する認可保育所等からの保育内容の支援も重要であり、地域型保育施設と認可保育所等との連携を促進することが不可欠です。
		◇地域ニーズ等の収集手段 ■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート ■ 6 区民要望 ■ 7 関係団体からの要望 □ 8 その他 ()
		◇区民からの具体的な要望 小規模保育所等の進級先確保 (今後、新規整備の予定あり)
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 栄区は、現在連携率は100%です。
		◇課題解決のための方策 進級先の確保のためにも、加算の継続は不可欠です。
		提案内容・概算額等 令和元年度までの暫定的な助成と位置付けられている「連携施設受諾促進加算」の助成継続。 概算額：703,263千円 ※30年度決算額 (18区分)
		参考：区執行体制上の課題 現行の体制で対応
局事業名 連携施設受諾促進加算		
所管局課・担当者 こども青少年局保育・教育運営課 大熊係長		

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育運営課	
担当者名	大熊	TEL	671-4464

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和元年度までの暫定的な助成項目である当該加算については、地域型保育事業の卒園後の進級先確保を促進するための経費として効果的な役割を果たしており、市全体の連携施設の確保割合を維持するためにも継続が必要であるため、令和2年度予算において計上します。	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管 局名	政策局、健康福祉局、 環境創造局、道路局
----------	-------------------------

泉区		区政推進課	
担当者名	稲垣、戸田	TEL	800-2331
共通区	戸塚区		

継続年数	2年	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
4	予算関連	<input checked="" type="checkbox"/>
	制度関連	<input type="checkbox"/>
地域のニーズと 解決策		深谷通信所跡地利用計画の推進
		◇地域の課題、基礎データ等
		<p>1 これまでの経緯 2014年6月末 深谷通信所返還 2018年2月 「深谷跡地利用基本計画」策定</p> <p>2 課題 ・各施設の基本計画の策定は、同時進行的に行う必要があり、政策局を中心として足並みをそろえて推進していく必要があります。 ・施設整備計画全体の約65%を占める50haの大規模公園の整備については、旧上瀬谷通信施設、小柴貯油施設跡地等、同様の大規模な米軍施設の跡地における事業期間と重複するものの、地域との調整状況や中期計画との整合性を踏まえ、優先的に事業の推進に取り組む必要があります。 ・各施設基本計画の策定や環境影響評価等は、各計画単位で行いますが、各局が連携して、本市として効率的かつ統一的な対応を図り、新たな中期計画の最終年となる2021年度には、都市計画決定がなされている必要があります。 ・さらに、環状3号線(国道1号付近～立場駅付近)及び旧深谷通信所と環状3号線・環状4号線との連絡道路を整備する必要があります。</p>
		◇地域ニーズ等の収集手段
		<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()
		◇区民からの具体的な要望
		<p>・「深谷通信所跡地利用基本計画」で定められた公園、公園型墓園、道路について、着実に整備計画を進めてほしい。</p>
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。
		<p>・地元の意見を反映した跡地利用及び暫定利用の実現に向けて、調整を進めている。 ・泉区運営方針：目標達成に向けた取組・施策「1 魅力ある泉区づくり」 ・都市計画マスタープラン泉区プラン：「旧深谷通信所は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。」</p>
		◇課題解決のための方策
		<p>・政策局を中心に、各施設所管局が一体となった事業の推進 ・各施設(道路・公園・公園型墓園)計画の具体化 ・環状3号線及び環状3・4号線への接続道路の整備推進 ・着実な事業推進に配慮した予算措置</p>
提案内容 ・ 概算額等		<p>【政策局】全体調整費・維持管理費等(〇〇〇千円) 【健康福祉局】墓園計画(環境影響評価、都市計画手続き等) (〇〇〇千円) 【環境創造局】環境影響評価、都市計画手続き等 (〇〇〇千円) 【道路局】外周道路及び、外周道路と環状3号線、環状4号線との連絡道路の検討 (〇〇〇千円) ※予算額は今後精査します。</p>
参考：区執行体制上の課題		<p>現在の体制で対応</p>
局事業名		<p>政策局 ：跡地利用推進事業(旧深谷通信所) 健康福祉局 ：大規模施設跡地墓地整備事業 環境創造局 ：(仮称)深谷通信所跡地公園整備事業 道路局 ：旧深谷通信所跡地利用関連道路計画検討調査事業</p>
所管局課・担当者		<p>政策局基地対策課 小金井係長 健康福祉局環境施設課 高森係長、吉田係長 環境創造局公園緑地整備課 岸係長 道路局企画課 周治係長、原</p>

◆局回答内容

政策局		基地対策課	
担当者名	小金井・小田	TEL	671-4002

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	跡地利用全体の調整に係る検討費、暫定利用（維持管理費）	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

◆局回答内容

健康福祉局		環境施設課	
担当者名	吉田・高森・小泉	TEL	671-2450

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	環境影響評価等、事業の実施に向けた手続きを進めます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

◆局回答内容

環境創造局		公園緑地整備課	
担当者名	岸	TEL	671-4615

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	環境影響評価等、事業の実施に向けた手続きを進めます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

◆局回答内容

道路局		企画課	
担当者名	周治、原	TEL	671-2777

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	跡地利用基本計画の着実な推進につきましては、施設全体の計画を踏まえて道路計画を検討する必要があることから、関係局と連携して進めます。環状3号線は、本市の道路ネットワークの骨格をなす幹線道路であるとともに、跡地利用計画を進める上でも重要な道路であることから、事業中の国道1号に接続する区間の整備状況を踏まえつつ、早期事業化に向けて取り組んでいきます。令和2年度は、引き続き環状3号線の立場駅付近から戸塚区界付近まで、設計等を進めていきます。（企画課、建設課）	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局
------	-----

泉区		地域振興課	
担当者名	北川	TEL	800-2396
共通区	全区		

継続年数	新規	添付資料
------	----	------

番号	提案種別	項目	
5	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	市民局が所管する区民利用施設の修繕予算の確保	
	制度関連 <input type="checkbox"/>		
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等 1 区役所では、多くの区民利用施設を維持管理していますが、その多くが高度経済成長期以降に集中して建築されたこともあり、様々な部分において、不具合がほぼ同時多発的に起きている。 2 市民局がストックマネージャーを担う地区センターやコミュニティハウス等では、施設の数に対して局の修繕予算が著しく少額であるため、必要な修繕に対する予算措置がなされず、十分な修繕ができないまま経過観察をせざるを得ない。 【基礎データ】過去3か年の局別区配実績の平均額（※泉区調べ） 市民局：■■■■千円（区所管対象施設：148館） 文化観光局：■■■■千円（ ” ”：10館） 健康福祉局：■■■■千円（ ” ”：174館）	
		◇地域ニーズ等の収集手段 <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（区担当者が行う施設モニタリングからの要望）	
		◇区民からの具体的な要望	
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 区役所と施設管理者が協力して山積する修繕案件に優先順位をつけて修繕対応していますが、高額な修繕案件についてはストックマネージャー局に頼らざるを得ず、市民局所管施設については、経過観察せざるを得ない状況があります。特に、ケアプラザ等との合築施設においては、共用部分の修繕について、健康福祉局では予算確保が出来ているのに対して市民局において予算確保ができないことで修繕が先送りになる等、現場の管理に支障が出ています。	
		◇課題解決のための方策 市民局においても、他局と同等の修繕予算を確保することで、経過観察で発覚した重大な不具合案件に対して、事故を未然に防ぐ修繕対応を行うことが可能となります。	
		提案内容 概算額等	市民局修繕予算の確保 ■■■■千円
		参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応
		局事業名	
		所管局課・担当者	市民局地域施設課・加藤係長

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	安見	TEL	671-2328

対応の有無	対応する	既存の事業で対応する
対応する場合	◇対応の内容 各区で対応する必要のある修繕（1件60万円以上100万円未満の修繕）については、予算の中で対応しきれない案件、1件100万円以上の修繕であっても建築局が行う長寿命化対象外である案件、長寿命化対象案件だが対応が保留されている案件が多数ある等の状況への対応の必要性について、課題として認識しております。今後、施設の更なる老朽化が進む中、人命や身体に関わる緊急性のある修繕に対応するため、緊急修繕費を計上します。	
	◇課題に対する局の考え方	
対応しない場合	◇対応する場合の課題	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	文化観光局
------	-------

泉区		地域振興課	
担当者名	北川	TEL	800-2396
共通区	鶴見区、神奈川区、港南区、旭区、磯子区、青葉区、戸塚区、栄区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目	
6	予算関連 <input type="checkbox"/>	区民文化センター管理業務における第三者評価機関の導入	
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>		
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等	
		<p>1 区民文化センターの第三者評価は、区が事務局を担う選定評価委員会が行っていますが、専門知識のない区役所職員が評価項目や評価基準の原案を作成している点や、評価が5年おきであるためノウハウが蓄積されない等、適正な評価を行うにあたっての課題があります。</p> <p>2 区役所が事務局となって評価を行うとされているにも関わらず、条例所管局である文化観光局からは評価委員会開催にあたっての手法や評価項目が統一的に示されておらず、政策局共創推進課の「横浜市指定管理者第三者評価制度運用指針」や「横浜市指定管理者第三者評価制度評価マニュアル」の他、他施設の例などを参考に評価を行っているため、評価内容等に不明な点が多く、評価委員の負担が大きい。</p> <p>3 公会堂や地区センター等、多くの区民利用施設では指定管理者が民間の第三者評価機関に評価を委託する仕組みになっており、専門家による適正な評価ができています。</p> <p>4 区民文化センターは現在10区にそれぞれ1館が設置されており、自主事業と貸館業務を行っていますが、評価項目の設定の工夫等により、民間の第三者評価機関が十分適切に評価できうと考えます。</p> <p>【基礎データ】第三者評価手法別施設概要 (横浜市指定管理者第三者評価制度評価マニュアル第10版から抜粋、平成28年12月1日時点) 民間機関による：地区センター、公会堂、スポーツセンター、老人福祉センター等345施設 選定評価委員会による：横浜美術館、国際プール、歴史博物館等高い専門性を有する施設569施設</p>	
		◇地域ニーズ等の収集手段	
		<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
		◇区民からの具体的な要望	
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
		◇課題解決のための方策	
		<p>評価の手法を、地区センターや公会堂等と同様に、指定管理者が民間の評価機関に委託することで、評価精度を向上させるとともに、選定評価委員の負担軽減を図ります。</p>	
		提案内容・概算額等	区民文化センターの第三者評価手法を、指定管理者が民間評価機関に委託する手法に制度変更してください。
		参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応
局事業名			
所管局課・担当者	文化観光局文化振興課 田中係長		

◆局回答内容

文化観光局		文化振興課	
担当者名	田中・法月	TEL	671-3798

対応の有無	対応しない	その他
対応する場合	◇対応の内容	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	<p>望ましい方向性について、来年度関係区と議論をしてみたいです。また、条例所管局として委員会運営に必要な評価基準等の指針を示すとともに、担当者会議の開催等、各区に対して運営のサポートを行います。</p>	
対応する場合の課題	◇対応する場合の課題	
	<p>区の文化活動の拠点である区民文化センターの運営について、改善と発展につながる各施設の特徴を活かした専門家を交えた議論の場が失われます。</p>	

令和2年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	市民局
------	-----

瀬谷区		福祉保健課・地域振興課	
担当者名	松木・山口	TEL	367-5702・367-5693
共通区	鶴見区、神奈川区、南区、港南区(①のみ)、保土ヶ谷区、金沢区、港北区(①のみ)、緑区、戸塚区、泉区		

継続年数	新規	添付資料	
------	----	------	--

番号	提案種別	項目
8	予算関連 <input checked="" type="checkbox"/>	地区センター等緊急対応予算の増額及び地域ケアプラザ合築施設における修繕費の扱いの統一
	制度関連 <input checked="" type="checkbox"/>	
地域のニーズと解決策		◇地域の課題、基礎データ等
		①地区センター等緊急対応予算の課題 ・地区センター等の修繕については、個性ある区づくり推進費の管理費のほか、緊急かつ重要な案件の場合にはストックマネージャーである市民局の修繕費を活用して対応しています。しかしながら、市民局の緊急対応費は大変少額であり、必要な修繕等を速やかに実施することが困難な状況です。 ・地域ケアプラザとの合築施設における改修工事において、地域ケアプラザが対応可能であっても、地区センターの予算不足により、速やかに実施できなかった事案が発生しています。
		②地域ケアプラザ合築施設における修繕の課題 ・地区センターと地域ケアプラザの合築施設において、基本協定書に定める修繕費の扱いが異なるため、地域ケアプラザが小破修繕を希望しても、地区センター指定管理者の修繕費不足により合意が得られず、早急な対応が困難となるケースが発生しています。 ・地域ケアプラザは、修繕費の年額が60万円を超えた分については、本市予算の範囲内で年度協定を変更し、対応が可能です。一方で、地区センターは修繕費の年額に関わらず、1件60万円未満は指定管理者の負担となっており、小破修繕が多く発生した場合は、指定管理者の金銭的負担が大きくなります。 ・近年は施設の経年劣化が進んでおり、施設の修繕がこれまで以上に多く発生している状況です。両施設が足並みを揃えて、必要な修繕を速やかに実施できるよう制度を整える必要があります。 ・他区において、両施設を一体的に整備・運営する検討が進められていますが、既存施設においても円滑に適切な保守管理ができるよう制度を整える必要があります。
		◇地域ニーズ等の収集手段
		<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(所管課からの要望)
		◇区民からの具体的な要望
		・地域ケアプラザ指定管理者から、両施設で修繕の足並みが揃わないことは、施設運営に多大な影響を及ぼすため、両制度の統一が求められています。 ・地区センター指定管理者から、施設の老朽化が進み、当初の想定以上に多くの修繕費が積み重なっており、金銭的負担が大きく、対応が困難になっていると意見が出ています。
		◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。
		30年度に、地区センターの所管である市民局地域施設課に文書にて改善の要望を提出しています。また、指定管理制度に関連して政策局共創推進課に文書を共有しています。
		◇課題解決のための方策
①地区センター等に係る緊急対応予算を増額し、緊急の修繕や改修等に対応可能とすることが必要です。 ②地区センター・地域ケアプラザの合築施設において、両施設で足並みを揃え、速やかに必要な修繕を実施するために、基本協定書における修繕費の扱いを統一することが必要です。具体的には、地区センターの関連予算を個性ある区づくり推進費から市民局予算に移し、増額した上で、基本協定書における修繕費の扱いを、地域ケアプラザと同様に、年額を考慮した内容とすることが求められます。市民局予算に移すことにより、18区全体で施設修繕費の管理を行うことができます。年度により施設毎の修繕費が増減する中で、施設間で修繕費を調整でき、スケールメリットにより計画的に安定した修繕を行うことができます。		
提案内容・概算額等	①地区センター緊急対応予算を増額する。 ②地域ケアプラザとの合築施設である地区センター基本協定書において、修繕費の扱いを地域ケアプラザと同様に年額を考慮した内容とする。次期指定管理候補者の選定に合わせ、公募要項に反映していく。	
参考：区執行体制上の課題	現行の体制で対応	
局事業名	地区センター再整備等事業	
所管局課・担当者	市民局地域施設課 加藤、安見	

局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	加藤、安見	TEL	671-2328

対応の有無	対応する	予算対応する
対応する場合	◇対応の内容	
	① 各区で対応する必要がある修繕(1件60万円以上100万円未満の修繕)については、予算の中で対応しきれない案件、1件100万円以上の修繕であっても建築局が行う長寿命化対象外である案件、長寿命化対象案件だが対応が保留されている案件が多数ある等の状況への対応の必要性について、課題として認識しております。 今後、施設の更なる老朽化が進む中、人命や身体に関わる緊急性のある修繕に対応するため、緊急修繕費を計上します。 ② 修繕費の年額の上限を設定することは、合築施設のみならず、全ての地区センター条例施設すべてに関係することであるため、関係部署との調整が必要になります。 地区センターと地域ケアプラザにおいて、指定管理者が負担する修繕費の考え方が異なることにより、速やかな修繕の発注ができていないことは課題であると認識していますので、今後関係局と検討していきます。	
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方	
	◇対応する場合の課題	